

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

手数料欄	
一括請求払い	現金払い
請求先：	

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実
に相違ありません。また、申請にあたって、一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務約款を遵守する
ことを誓約します。

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 様

令和 6 年 7 月 3 日

申請者氏名 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

代表となる設計者氏名 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所 荒田 康泰

※以下は記入しないでください。

受付年月日	令和 年 月 日		係員氏名
受付番号			
消防関係同意欄 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 通知	消防受付欄	消防決裁欄	建築確認決裁欄
確認済証交付年月日	令和 年 月 日		係員氏名
確認済証番号			
区分 第6条第1項 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号)		瑕疵保険 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定	
			処理期限 月 日

建築主等の概要

【1.建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 リストホームズカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク キタミ ヒサシ
 【ロ.氏名】 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之
 【ハ.郵便番号】 231-0015
 【ニ.住所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
 【ホ.電話番号】 045-671-9966

【2.代理者】

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 297069 号
 【ロ.氏名】 加藤 昇
 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 18260 号
 株式会社エルグ設計事務所 一級建築士事務所
 【ニ.郵便番号】 170-0013
 【ホ.所在地】 東京都豊島区東池袋2-1-3 MKビル
 【ヘ.電話番号】 03-3984-4058

【3.設計者】

(代表となる設計者)

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 331087 号
 【ロ.氏名】 荒田 康泰
 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 17455 号
 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所
 【ニ.郵便番号】 231-0015
 【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
 【ヘ.電話番号】 045-671-9966

【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号
【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付 第 号

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 290682 号
【ロ.氏名】 根岸 孝幸
【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 17455 号
リストホームズ株式会社 一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 231-0015
【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地
【ヘ.電話番号】 045-671-9966
【ト.工事と照合する設計図書】 設計図書一式

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 北見 尚之

【ロ.営業所名】 建設業の許可(神奈川県知事) 第 特2 87490 号

リストホームズ株式会社

【ハ.郵便番号】 231-0015

【ニ.所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地

【ホ.電話番号】 045-671-9966

【7.構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()

未申請 ()

申請不要

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()

未提出 ()

提出不要 ()

【9.備考】

【建築物等の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】

【名称】 茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事

【11.延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.建築物全体】	(100.18)	()	(100.18) m ²
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	() m ²
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	()	()	() m ²
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	() m ²
【ホ.認定機械室等の部分】	()	()	() m ²
【ヘ.自動車車庫等の部分】	()	()	() m ²
【ト.備蓄倉庫の部分】	()	()	() m ²
【チ.蓄電池の設置部分】	()	()	() m ²
【リ.自家発電設備の設置部分】	()	()	() m ²
【ヌ.貯水槽の設置部分】	()	()	() m ²
【ル.宅配ボックスの設置部分】	()	()	() m ²
【ヲ.その他の不算入部分】	()	()	() m ²
【ワ.住宅の部分】	(100.18)	()	(100.18) m ²
【カ.老人ホーム等の部分】	()	()	() m ²
【ヨ.延べ面積】	100.18 m ²		
【タ.容積率】	96.84 %		

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】	1
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】	0

【13.建築物の高さ等】

(申請に係る建築物)	(他の建築物)
【イ.最高の高さ】	(8.412) () m
【ロ.階 数】	地上 (2) ()
	地下 (0) ()
【ハ.構 造】	木造(軸組工法)
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【ホ.適用があるときは、特例の区分】	<input type="checkbox"/> 道路高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 隣地高さ制限不適用 <input type="checkbox"/> 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

開発行為許可 茅ヶ崎市指令第2073号 令和5年12月25日
 特定開発事業確認済証 茅ヶ崎市指令第2074号 令和5年12月25日
 開発変更許可 茅ヶ崎市指令第1096号 令和6年6月4日
 特定開発変更許可 茅ヶ崎市指令第1097号 令和6年6月4日
 開発検査済 6茅開審 第236号 令和6年7月18日
 工事完了検査済 6茅開審 第312号 令和6年7月18日
 開発完了公告 第228号 令和6年7月22日

【15.工事着手予定年月日】 令和6年8月8日

【16.工事完了予定年月日】 令和6年11月8日

【17.特定工程工事終了予定年月日】

	(特定工程)
(第 1 回) 令和6年9月9日	(屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事)
(第 回) 令和 年 月 日	()
(第 回) 令和 年 月 日	()

【18.その他必要な事項】

住宅用火災警報器設置

【19.備考】

建築物別概要

【1.番号】 1

【2.用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【3.工事種別】

新築
 増築
 改築
 移転
 用途変更
 大規模の修繕
 大規模の模様替

【4.構造】 木造(軸組工法)

【5.主要構造部】

- 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)
その他

【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7.建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8.階数】

- 【イ.地階を除く階数】 2
 【ロ.地階の階数】
 【ハ.昇降機塔等の階の数】 1
 【ニ.地階の倉庫等の階の数】

【9.高さ】

- 【イ.最高の高さ】 8.412 m
 【ロ.最高の軒の高さ】 6.075 m

【10.建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、公共下水

【11.確認の特例】

- 【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無
 【ロ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
 【ハ.建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
 第4号
 【ニ.認定型式の認定番号】
 【ホ.適合する一連の規定の区分】
建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
 【ヘ.認証型式部材等の認証番号】

【12.床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ.階別】	(P1 階)	(4.96)	()	(4.96) m ²
	(F2 階)	(46.37)	()	(46.37) m ²
	(F1 階)	(48.85)	()	(48.85) m ²
【ロ.合計】		(100.18)	()	(100.18) m ²

【13.屋根】 平型彩色スレート(NM-2093)

【14.外壁】 窯業系サイディング(ア)15(PC030BE-9201) 屋内側:石膏ボード(ア)12.5(NM-8619 小屋裏を含む)

【15.軒裏】 ハルプ[®]繊維混入セメント板(ア)12(QF030RS-0157)

【16.居室の床の高さ】 565 mm

【17.便所の種類】 水洗、公共下水

【18.その他必要な事項】
住宅用火災警報器設置

【19.備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1		
【2.階】	F1		
【3.柱の小径】	105		
【4.横架材間の垂直距離】	2,450	mm	
【5.階の高さ】		mm	
【6.天井】			
【イ.居室の天井の高さ】		mm	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(4.96) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【8.その他必要な事項】			
【9.備考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1		
【2.階】	F2		
【3.柱の小径】	105		
【4.横架材間の垂直距離】	2,630	mm	
【5.階の高さ】	2,699	mm	
【6.天井】			
【イ.居室の天井の高さ】		2,400	mm
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(46.37) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【8.その他必要な事項】			
【9.備考】			

建築物の階別概要

【1.番号】	1
【2.階】	F1
【3.柱の小径】	105
【4.横架材間の垂直距離】	2,710 mm
【5.階の高さ】	2,811 mm
【6.天井】	
【イ.居室の天井の高さ】	2,400 mm
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】	
	(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08010) (一戸建ての住宅) (48.85) m ²
【ロ.】	() () () m ²
【ハ.】	() () () m ²
【8.その他必要な事項】	
【9.備考】	

建築物独立部分別概要

【1.番号】 1

【2.延べ面積】 m²

【3.建築物の高さ等】

【イ.最高の高さ】 m

【ロ.最高の軒の高さ】 m

【ハ.階数】 地上() 地下()

【ニ.構造】

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5.構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6.構造計算に用いたプログラム】

【イ.名称】

【ロ.区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム

(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7.建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8.備考】

委任状

【代理者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 297069 号

【氏名】 加藤 昇

【建築士事務所名】 株式会社エルグ設計事務所 一級建築士事務所

【郵便番号】 170-0013

【所在地】 東京都豊島区東池袋 2-1-3 MKビル

【電話番号】 03-3984-4058

上記の者を代理人と定め、下記の建築物等についての建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【地名地番】 神奈川県茅ヶ崎市中海岸三丁目 11595-9

【主要用途】 一戸建ての住宅 長屋 共同住宅

()

【工事種別】 新築 増築 改築

【申請の区分】 確認申請手続 確認済証受取

建築工事届提出

中間検査申請手続

中間検査合格証受取

完了検査申請手続

検査済証受取

取下・取止届提出

計画変更確認申請

名義変更届

地番変更届

軽微な変更届

工事監理者及び工事施工者選任届

現場検査立会

誤記訂正届

住宅金融支援機構設計検査申請手続

検査追加説明書

住宅金融支援機構現場検査申請手続

令和 6 年 7 月 1 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】 リストホームズ カブシキガイシャ ダイョウトリシマリヤ キミ ヒサシ

【氏名】 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

【郵便番号】 231-0015

【住所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目 47 番地

【電話番号】 045-671-9966

確認申請書 第二号様式(第四面)建築物別概要
(第四面)

【10. 建築設備の種類】 換気設備

(居室毎の機械換気設備)

室名	床面積 m ²	Min天井高 Min h	Max天井高 Max h	平均天井高 h	気積 m ³	換気種別	給気機による		換気回数 h
							給気量 (A) m ³ /h	排気機による 排気量 (B) m ³ /h	
1F 玄関	2.48	2.6000	2.6000	2.6000	6.45	給気口及び 排気機			
1Fホール	3.31	2.4000	2.4000	2.4000	7.95				
1FLDK・ハントリー	30.63	2.2000	2.4000	2.4000	73.52				
1Fトイレ	1.85	2.4000	2.4000	2.4000	3.86			54	
計	43.68			2.4120	105.78				108.00
2F主寝室	14.07	2.4000	2.4000	2.4000	33.77	給気口及び 排気機			
2F洋室1	11.17	2.4000	2.4000	2.4000	26.81				
2F洋室2	9.93	2.4000	2.4000	2.4000	23.54				
2F吹抜	2.48	2.8110	2.8110	2.8110	6.98				
2Fトイレ	1.24	2.4000	2.4000	2.4000	2.98			54	
2F廊下	1.88	2.4000	2.4000	2.4000	4.47				
計	40.75			2.4260	98.55			54.00	
PHF廊下・階段	4.98	5.0990	5.0990	5.0990	25.30				
計	4.98				25.30				
階段室	3.10	5.2110	5.2110	5.2110	16.16				
計	3.10			5.2130	16.16				
合					248.09			162.00	0.65

※必要有効換気量 248.09 × 0.5 = 123.05 (m³)

(天井裏等への措置)

室名 天井裏等	1F 玄関	1Fホール	1FLDK・ハントリー	1F洗面脱衣室・ファミリーロゼット	1Fトイレ	2F主寝室	2F洋室1	2F洋室2	2F吹抜	2Fトイレ	2F廊下	PHF廊下・階段	階段室
2F小部屋	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
1F天井裏 (2F床裏)	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
1F床裏	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
外壁	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
間仕切壁1	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
間仕切壁2	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外
収納	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外	規制対象外

規制対象外:F☆☆☆以上の建材

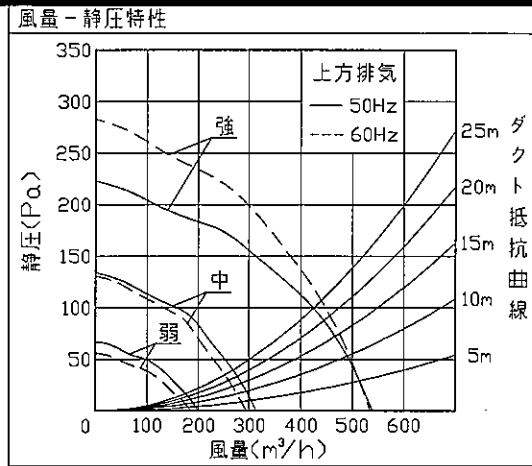
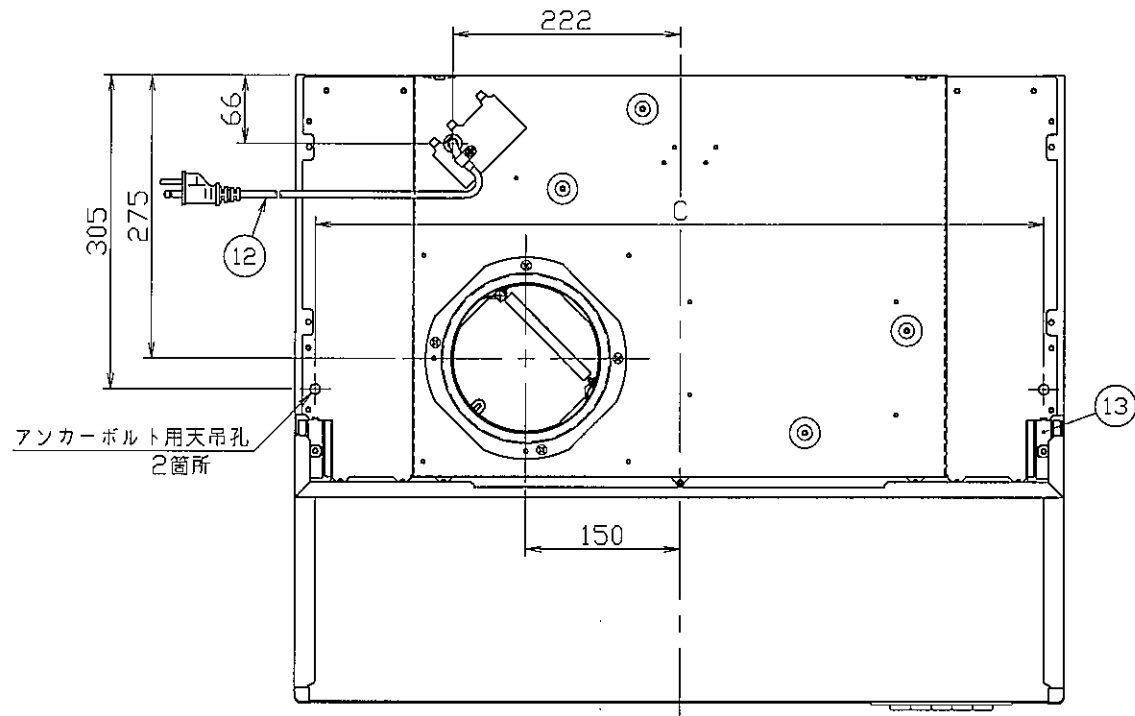
一級建築士登録
第331087号 荒田 康泰

確認申請書 別記二号様式の添付図書(表1(に))の使用建築材料表

室名 (床面積)	内装の仕上げの部分	種別	面積 m2	係数	使用面積 m2	判定 結果	室名 (床面積)	内装の仕上げの部分	種別	面積 m2	係数	使用面積 m2	判定 結果
1F 玄関 (2.48)	床	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F 主寝室 (14.07)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	ドア		-	-	-			建具		-	-	-	
	玄関収納		-	-	-								
1Fホール (3.31)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F 洋室1 (11.17)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
			-	-	-			建具		-	-	-	
1FLDK・パ ントリー (30.63)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F 洋室2 (9.93)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	建具		-	-	-			建具		-	-	-	
	キッチン		-	-	-								
1F洗面脱 衣室・ファミ リクローゼッ ト (5.79)	床	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F 吹抜 (2.48)	壁	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			天井		-	-	-	
	天井		-	-	-								
	建具		-	-	-								
	洗面化粧台		-	-	-								
1Fトイレ (1.65)	床	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F トイレ (1.24)	床	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	建具		-	-	-			建具		-	-	-	
			-	-	-								
2F 廊下 (1.86)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK	2F 廊下 (1.86)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	建具		-	-	-			建具		-	-	-	
PHF 廊下・ 階段 (4.86)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK	PHF 廊下・ 階段 (4.86)	フローリング	(規制対象外)	-	-	-	OK
	壁		-	-	-			壁		-	-	-	
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	踏み板		-	-	-			踏み板		-	-	-	
	蹴上		-	-	-			蹴上		-	-	-	
階段室 (3.10)	壁	(規制対象外)	-	-	-	OK	階段室 (3.10)	壁	(規制対象外)	-	-	-	OK
	天井		-	-	-			天井		-	-	-	
	踏み板		-	-	-			踏み板		-	-	-	
	蹴込		-	-	-			蹴込		-	-	-	
			-	-	-					-	-	-	

一級建築士登録

第331087号 荒田 康泰

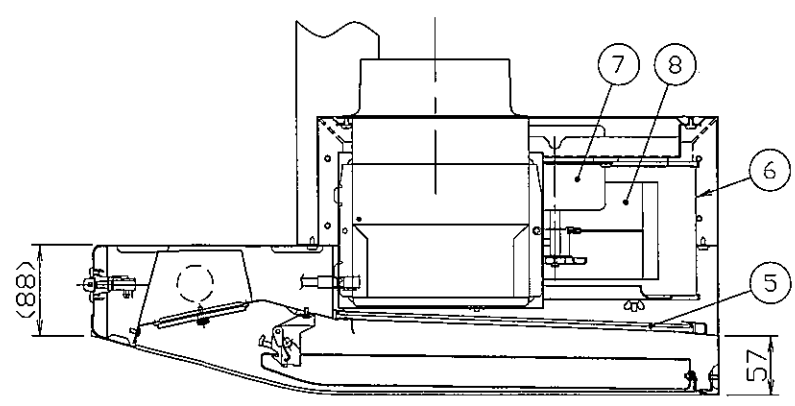
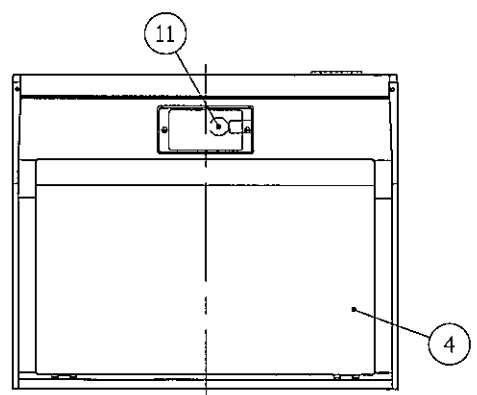
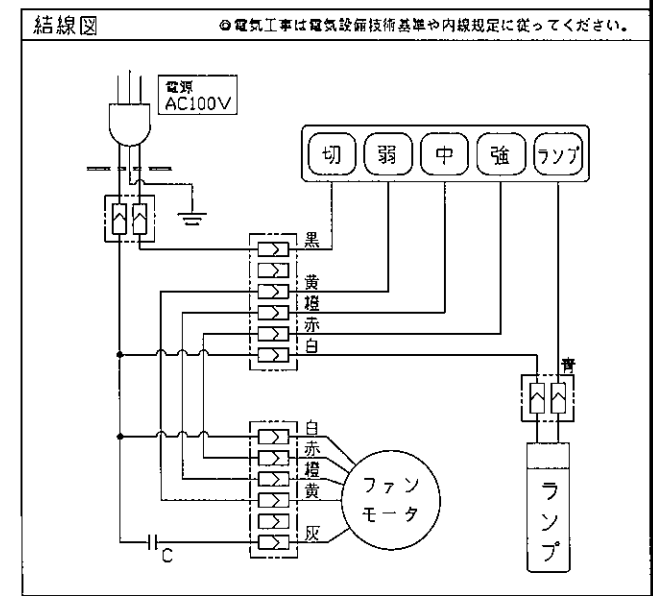
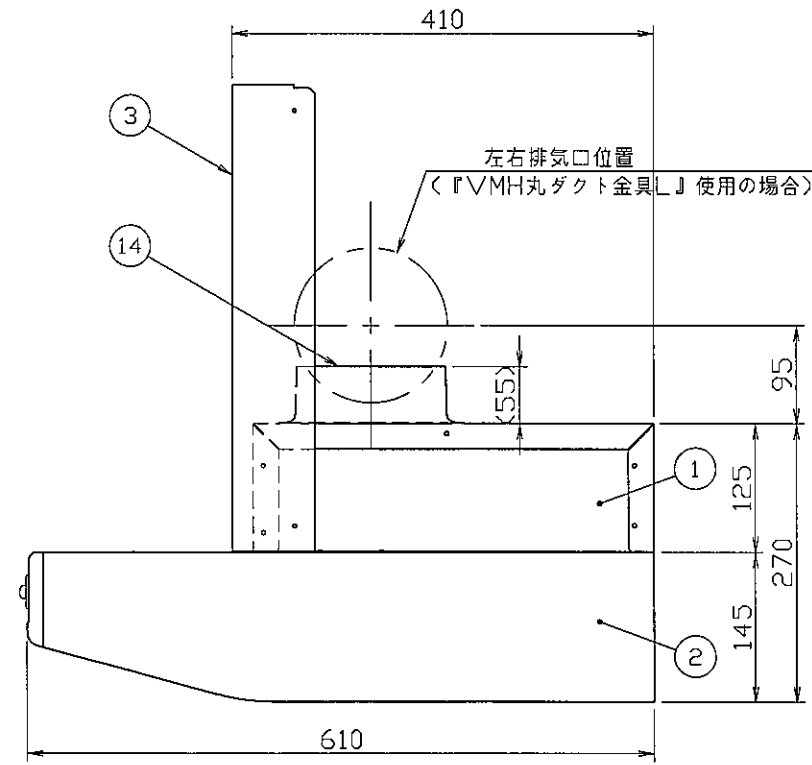
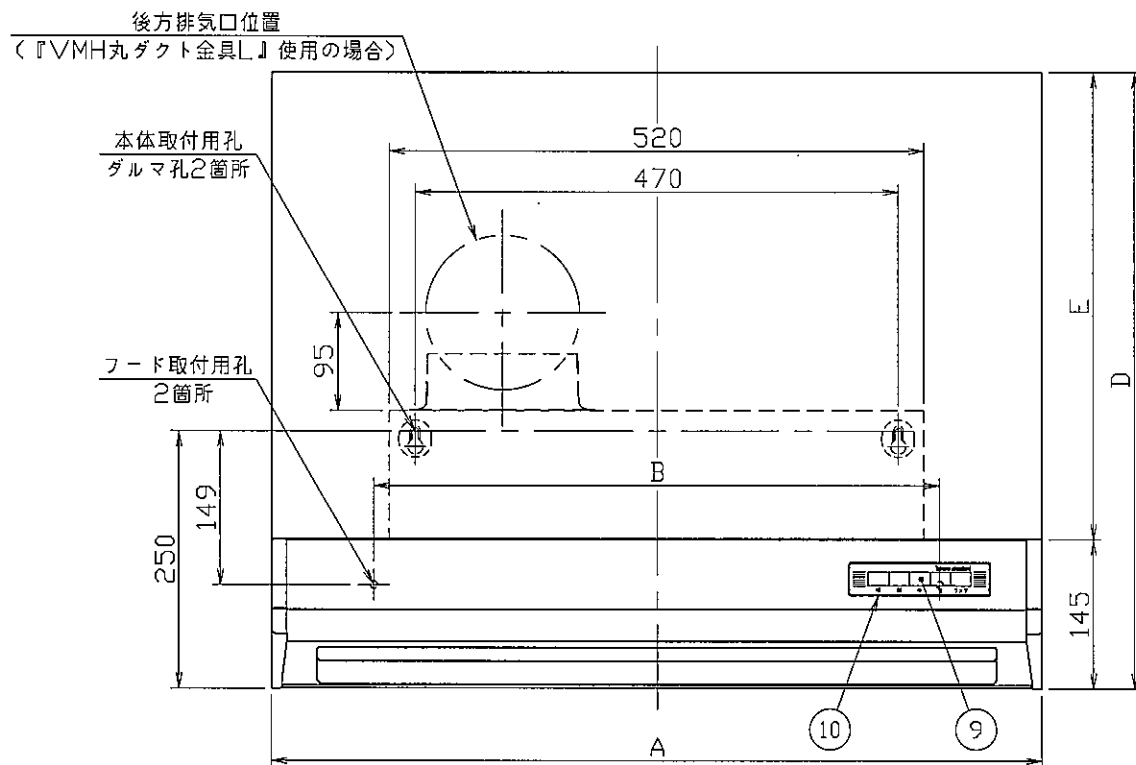


品番	部品名	材質・規格
1	本体	亜鉛メッキ鋼板
2	フード	亜鉛メッキ鋼板(ポリエステル粉体塗装)
3	前幕板	亜鉛メッキ鋼板(ポリエステル粉体塗装)
4	整流板	ホーロー鋼板(ホーロー加工)
5	グリッドフィルター	アルミスリットフィルター
6	ファンケース	亜鉛メッキ鋼板
7	モータ	4極コンデンサ誘導電動機E種
8	シロッコファン	φ200 亜鉛メッキ鋼板・アルミ
9	スイッチ	5連押しボタン式(切・弱・中・強・ファン) ボタン:ABS樹脂
10	スイッチ枠	PP樹脂 スイッチ銘板貼付
11	照明	ミニ電球(口金:E17)
12	電源コード	0.75mm ² 接地形2極プラグ付VCTFコード 機外長1.3m
13	幕板止め金具	亜鉛メッキ鋼板
14	排気金具(上方排気口)	亜鉛メッキ鋼板 風圧式アルミシャッター付

■A、B、C寸法表				■D、E寸法表				
間口	60間口	75間口	90間口	製品高さ	H400	H500	H600	H700
A	600	750	900	D	400	500	600	700
B	400	550	700	E	255	355	455	555
C	560	710	860					

基本性能

定格電圧	速調	定格周波数(Hz)	消費電力(W)	最大風量(m³/h)	騒音(dB)
100V	強	50	94	540	46
		60	105	535	46
	中	50	52	315	36
		60	52	295	35
	弱	50	34	200	27
		60	33	185	26



注記
 1) 本図は左排気タイプである。
 2) VMH丸ダクト金具Lを使用した左右排気の場合、φ150ダクトと前幕板の曲げ部が干渉しないように注意のこと。

名	レンジフードファン	2019年 3月 25日
称	VMR-756・906MQTL 風圧シャッター式(左排気)	図番 VMR-756QLS21

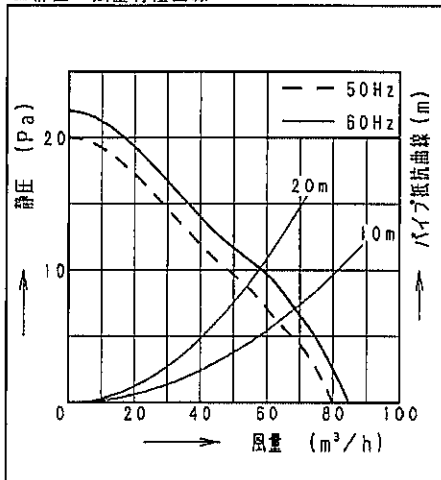
タカラスタンダード株式会社

■仕様

定格	1φ 100V	
機能	排気	
周波数 (Hz)	50	60
消費電力 (W)	1.7	1.9
電流 (A)	0.019	0.020
風量 (m³/h)	80	85
騒音 (dB)	20.5	22.0
質量 (kg)	0.43	
適用パイプ:呼び径	φ100	
電動機形式	2極閉巻形コンデンサ誘導電動機	
定格時間	連続	
絶縁階級	E 種	
巻線温度上昇	75K以下	
基準周囲温度	-10~40℃	
絶縁抵抗	1MΩ以上 (d. c. 500V)	
絶縁耐力	a. c. 1000V 1分間	

(注) 測定数値は静圧0Paにおけるものです。
測定は日本工業規格 (JIS C9603) の方法によるものです。

■静圧-風量特性曲線



■付属品

付属品名	数量
取扱説明書	1
工事説明書	1
本体固定用ねじ	2

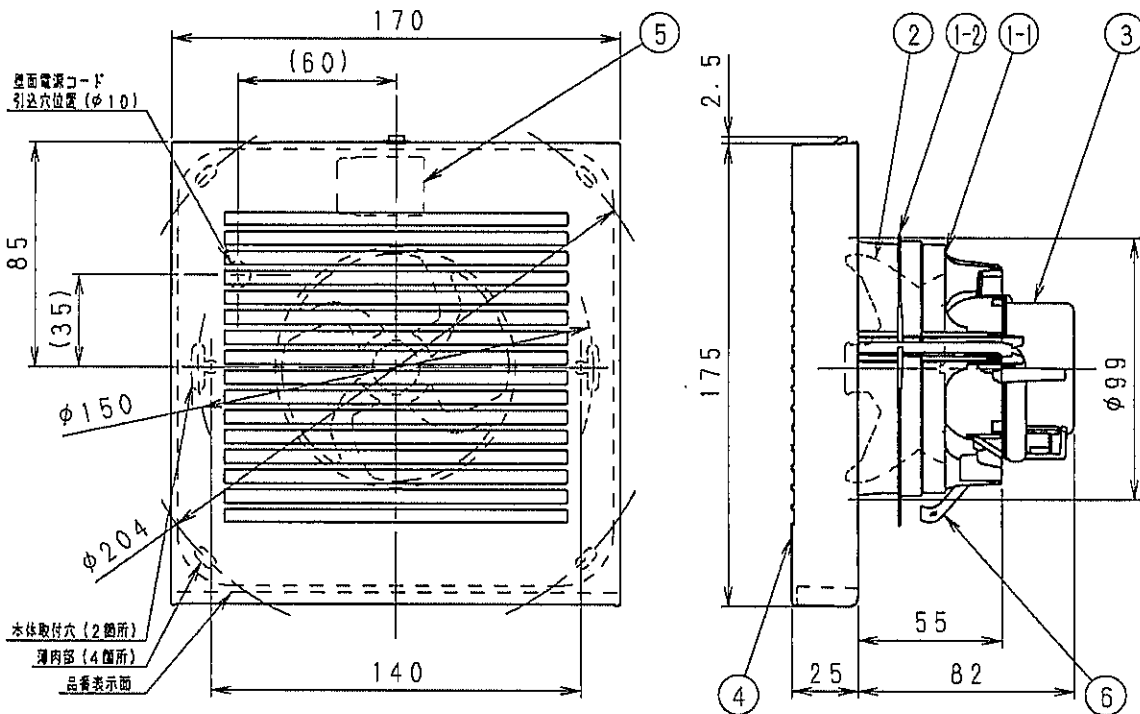
■適用パイプ

適用パイプ	外径	内径	下穴径
VU100	φ114	φ107	φ115
VP100		φ100	
FY-KP04	φ103	φ100	φ105
FY-PAP041 (※取付専用)	φ110	φ107	φ110

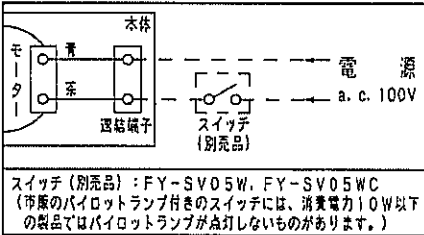
・内径の小さいパイプに本体を取り付けた後、内径の大きいパイプは取り付けないで下さい。風漏れ、壁面汚れの原因になります。

■専用部品 (別売品)

換気扇用プラグコード FY-WP01
パイプセット FY-PAP041



■結線図



■ご注意

- ・設置工事、電気工事は必ず同梱の工事説明書にしたがってください。
- ・浴室など湿気の多いところには取り付けないでください。
- ・本体は、十分強度のあるところに取り付けてください。
- ・高温になる場所 (周囲温度40℃以上) には取り付けないでください。
- ・台所など、油煙の発生する場所や有機溶剤がかかる場所には取り付けないでください。
- ・パイプは必ず屋外側に下り勾配をもうけてください。
- ・外壁面に、必ずパイプフードまたはベントキャップなどを取り付けてください。
- ・パイプフードやベントキャップなどは、壁厚によって取り付けられない場合があります。適合カタログをご確認のうえ決定してください。
- ・壁面・天井面どちらにも取り付けてできます。
- ・効果的な換気を行うために排気口を設けてください。

単位: mm

ルーバー開口面積: 105cm²

品名	材質	数量	備考
1-1 フレーム	PP樹脂	1	色:黒
1-2 気密リング	エラストマー	1	一体成形
2 羽根	PP樹脂	1	色:黒
3 モーター		1	
4 ルーバー	PP樹脂	1	ワット数3.2Y8.9/0.6
5 連結端子	PBT樹脂	1	電線用
6 取付ばね	ステンレス	1	

名称	品番
パイプファン (居室・トイレ・洗面所用)	FY-08PD9D
作成年月日 '15. 2. 2 R 度 図 面	DJ-419
改訂年月日 Free 整理番号	
改訂NO. 0	

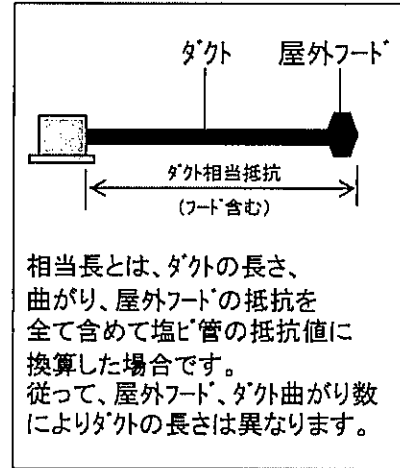
パナソニック エコシステムズ株式会社

サイズA4

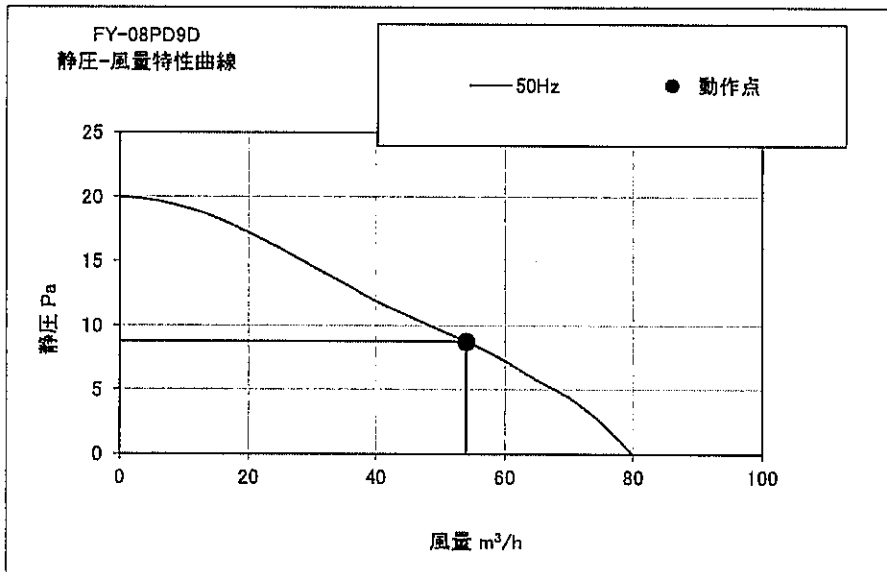
■ 排気側計算シート FY-08PD9D 20m 相当長

有効換気量	(m ³ /h)	54.00	計算径路	
			管理NO	

				部屋名
				▼最大
1次ダクト 塩化ビニール管	風量 Q	(m ³ /h)	(1)	54.00
	ダクト径 D	(m)	(2)	0.1
	動圧 Pv	(Pa)	(3)	2.19
	ダクト長さ L	(m)	(4)	20
	摩擦係数 λ		(5)	0.02
(イ)	=[(5) × (4)/(2)] × (3)			8.75
Pr = (イ)				8.75

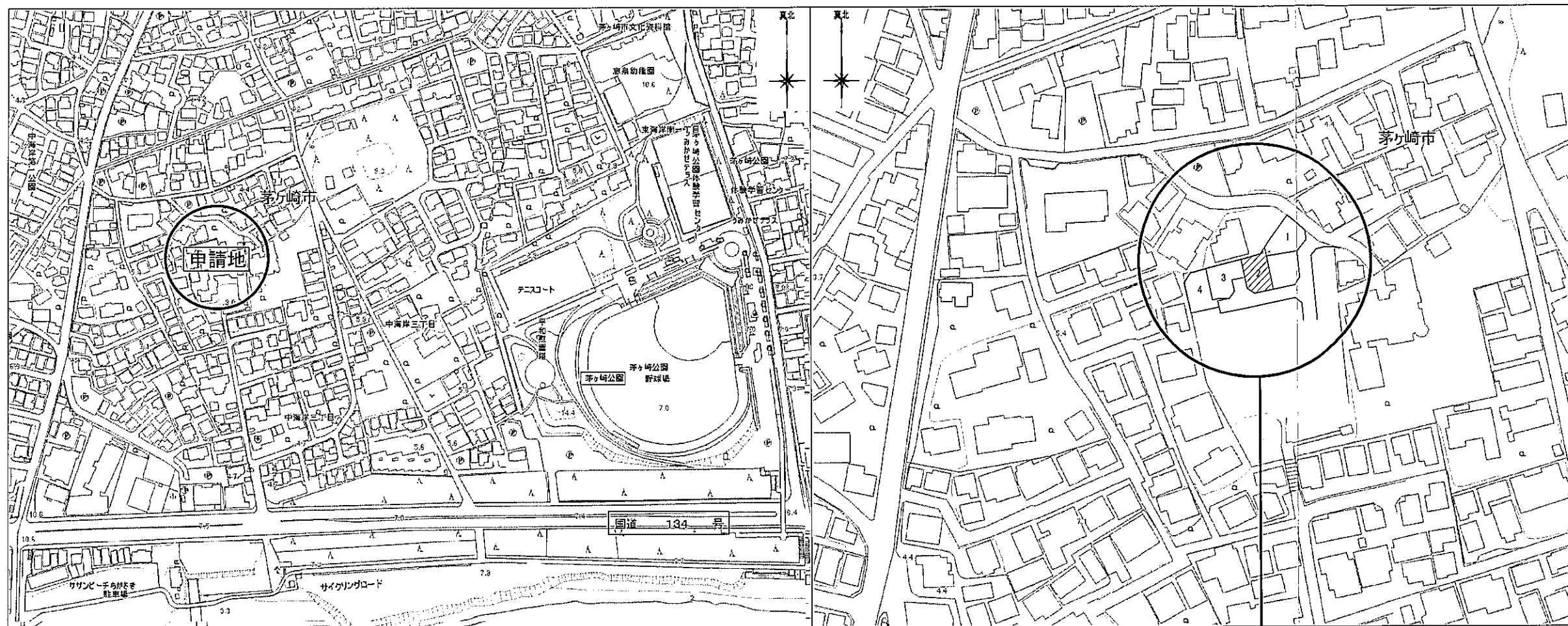


有効換気量	54.00	m ³ /h
圧力損失	8.75	Pa

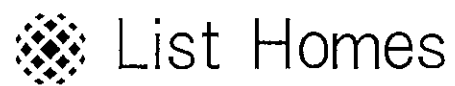


運転モード
50Hz強弱なし

※施工時はそれぞれのダクト長さ及び曲がりの数以内で行ってください、変更の場合再計算が必要です。
 ※本計算は、ダクト径に対する基準風量が公開されていない為、等圧法による計算に基づいた計算です。
 実際の風量は住宅性能、設置条件により異なる場合があります。
 ※本計算書は実数で計算していますが、圧力損失については少数点2桁表示にしています。
 ※本資料は貴社情報による参考資料です。施工時には建築士と十分な最終確認を行ってください。

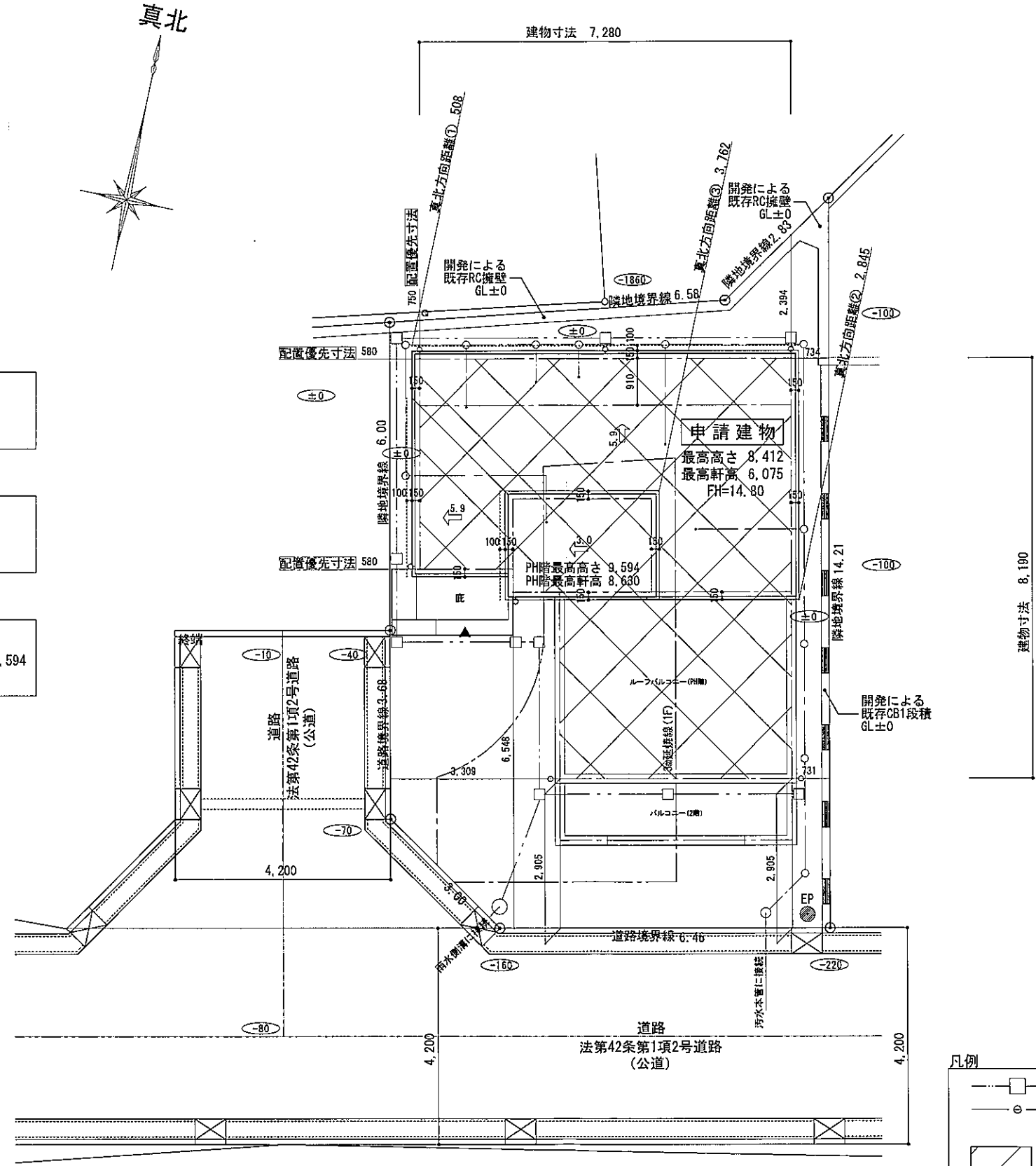


神奈川県茅ヶ崎市中海岸三丁目11595-9



リストホームズ株式会社一級建築士事務所
 1級建築士登録 第331087号
 荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			NON	茅ヶ崎市中海岸2期 新築工事	
			作図日	図面名	
			2024/06/20	案内図	

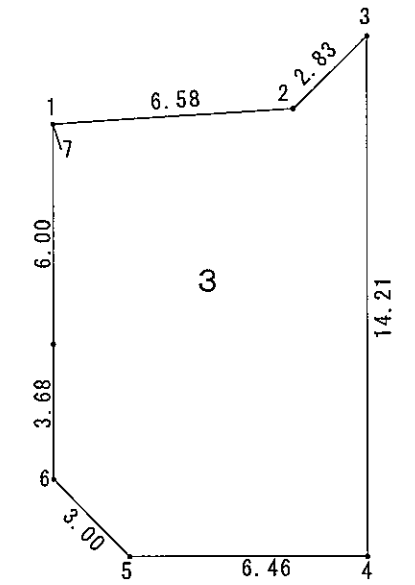


○北側斜線 チェック①
 許容高 $5,000+508 \times 12.5/10=5,635$
 樋先高 $6,075+100-(910+150+100) \times 5.9/10=5,490.6$
 余裕 144.4

○北側斜線 チェック②
 許容高 $5,000+2,845 \times 12.5/10=8,556.25$
 樋先高 $6,075+100+(3,640+150) \times 5.9/10=8,411.1$
 余裕 145.15

○北側斜線 チェック③
 許容高 $5,000+3,762 \times 12.5/10=9,702.5$
 仕上高 $6,075+2,450+105+100+(2,730+150) \times 3.0/10=9,594$
 余裕 108.5

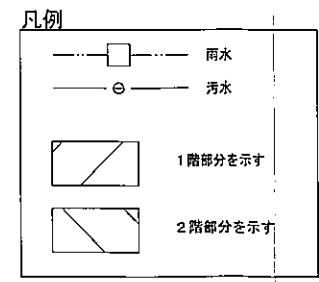
開発許可	令和 5年 12月25日	茅ヶ崎市指令 第2073号
特定開発許可	令和 5年 12月25日	茅ヶ崎市指令 第2074号
開発変更許可	令和 6年 6月 4日	茅ヶ崎市指令 第1096号
特定開発変更許可	令和 6年 6月 4日	茅ヶ崎市指令 第1097号
開発検査済	令和 6年 7月 18日	6茅開審 第236号
工事完了検査済	令和 6年 7月 18日	6茅開審 第312号
工事完了公告	令和 6年 7月 22日	第228号



宅地 3

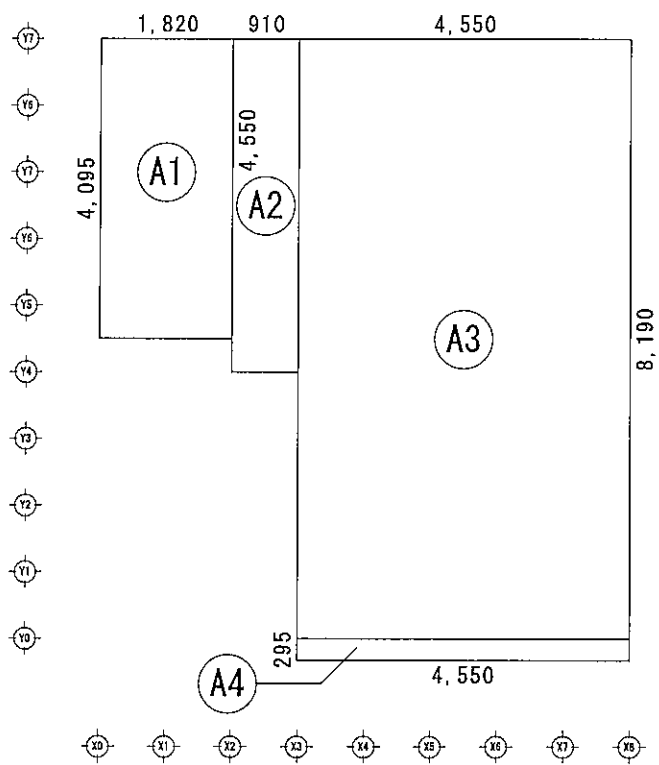
No.	X座標	Y座標	X(n+1)-X(n-1)	Y(X(n+1)-X(n-1))
1	0.000	0.000	6.344	0.00000
2	6.344	1.757	7.918	13.911926
3	7.918	4.115	4.492	18.484580
4	10.836	-9.792	-3.413	33.420096
5	4.505	-11.121	-8.847	98.387487
6	1.989	-9.478	-4.505	42.698390
7	0.000	0.000	-1.989	0.000000
計				206.902479
2除				103.451240
面積				103.45

- ※境界杭 (コンクリート杭)
- ▲ : 主要な出入口
- ※ 主要な出入口から道路まで敷地内通路 有効900以上確保 平均GL算定 : なし
- ※ 水道法16条に適合とする
- ※ 下水道法10条1項に適合とする
- ※ ガス事業法162条に適合とする
- ※ 既存擁壁は宅地造成時施工、又は、計画時施工済。安全性を確認、支障ないものとする。
- ※ 土留は、2段以下はCB、3段以上は全て型枠GPとする
- ※ 北側斜線 : 支障なし
- ※ 道路斜線 : 支障なし
- ※ 敷地周長のみメートル(m)表記とする



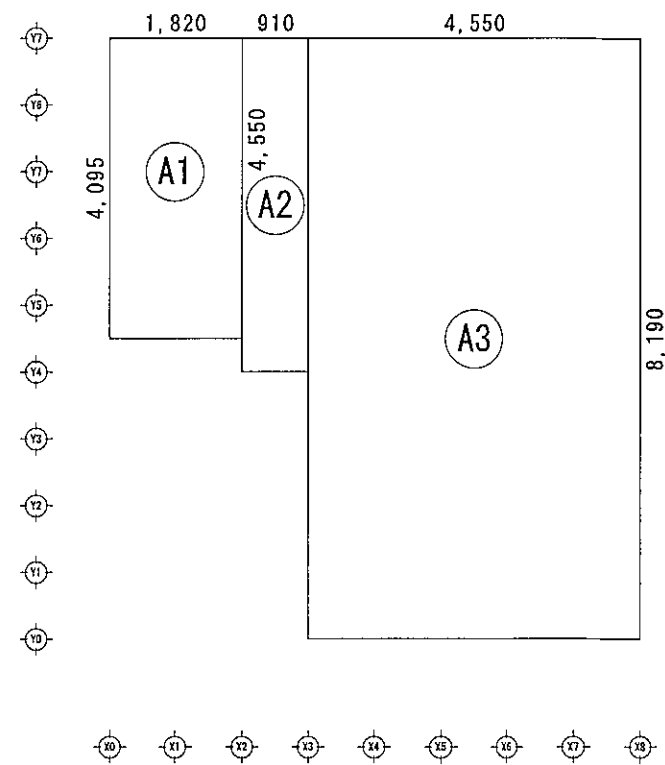
リストホームズ株式会社 一般建築士事務所
 1級建築士登録 第331087号
 荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	1/100 1/200	工事名	茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事	図面No	意-1
			作図日	2024/04/22	図面名	配置図		



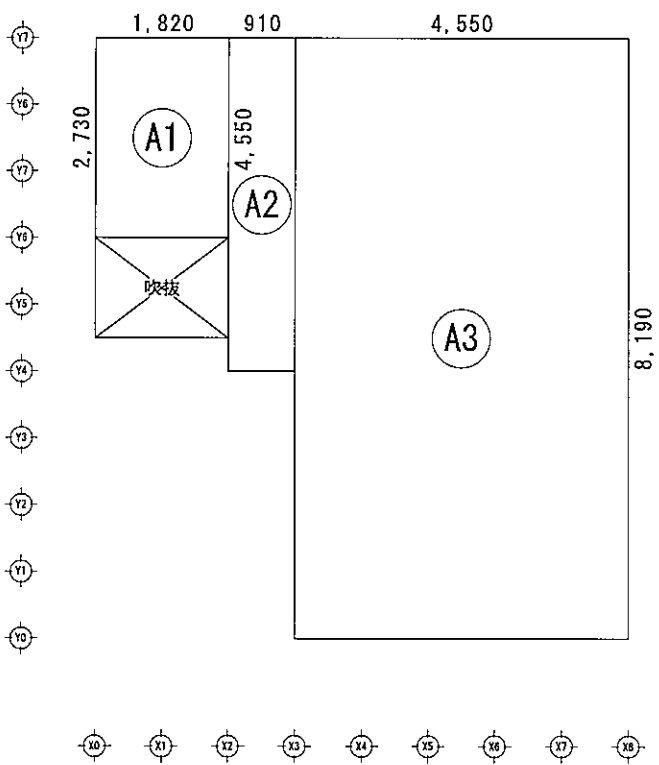
建築面積求積図 S:1/100

建築面積表			
	形状	計算式	面積
①	矩形	1.820 × 4.095	7.452900
②	矩形	0.910 × 4.550	4.140500
③	矩形	4.550 × 8.190	37.264500
④	矩形	4.550 × 0.295	1.342250
面積 計(m ²)			50.20
			(坪) 15.15



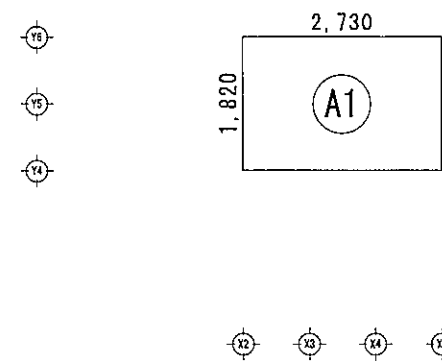
1階 床面積求積図 S:1/100

床面積表<1階>			
	形状	計算式	面積
①	矩形	1.820 × 4.095	7.452900
②	矩形	0.910 × 4.550	4.140500
③	矩形	4.550 × 8.190	37.264500
面積 計(m ²)			48.85
			(坪) 14.74



2階 床面積求積図 S:1/100

床面積表<2階>			
	形状	計算式	面積
①	矩形	1.820 × 2.730	4.968600
②	矩形	0.910 × 4.550	4.140500
③	矩形	4.550 × 8.190	37.264500
面積 計(m ²)			46.37
			(坪) 13.99



PH階 床面積求積図 S:1/100

床面積表<PH階>			
	形状	計算式	面積
①	矩形	2.730 × 1.820	4.968600
面積 計(m ²)			4.96
			(坪) 1.49

50.20 × 1/8 = 6.27 > 4.96 ∴ベントウスの特例適用

延床面積: 48.85 + 46.37 + 4.96 = 100.18 m² (30.24坪)



リストホームズ株式会社一級建築士事務所
 1級建築士登録 第331087号
 荒田 康泰

設計承認 施工承認 図面変更履歴

縮尺 工事名

1/100

茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事

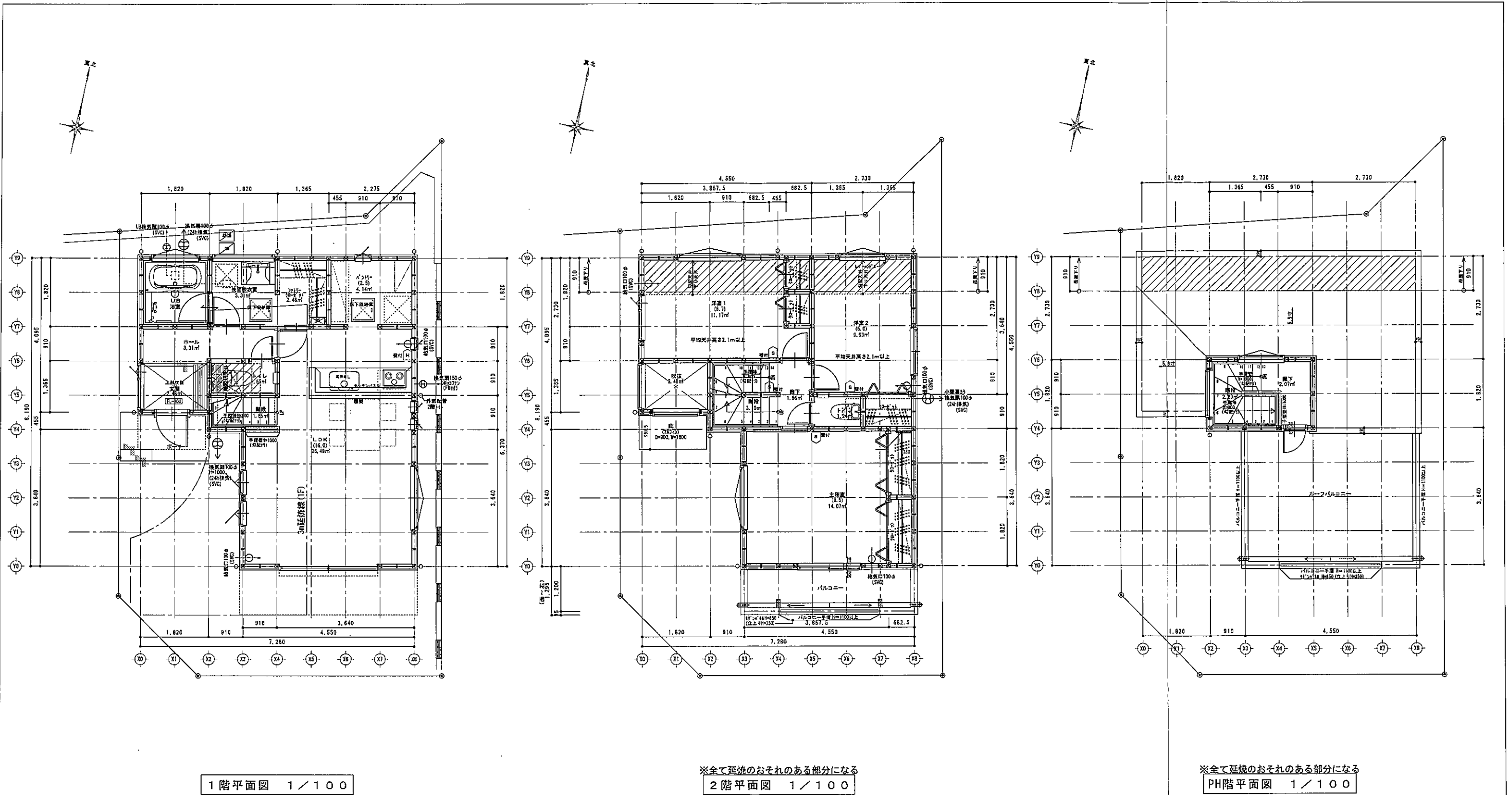
作図日 図面名

2024/04/22

建物求積図

図面 No

意-2



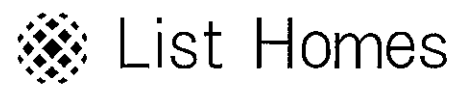
1階平面図 1/100

※全て延焼のおそれのある部分になる
2階平面図 1/100

※全て延焼のおそれのある部分になる
PH階平面図 1/100

※玄関ドアも防火設備とする

特記	※火気使用室(LDK, 階段室, 等)の仕上げは準不燃材料とする(天井・壁) 厚12.5mm石膏ボード下地+貼(認定品) ※コンクリートは消防長の指定する有効な不燃材とする ※フェードの材質は鋼製、外の材質は鋼製(耐火)外不燃材)とし ロックは50mm巻きとする。 ※100φ開口部は全てフェード付とする(鋼製)	※法28条第3項による換気計 (V=30KQ) 使用コンロ 全点火時: 10.1(kw/h) 使用フード 50Hz: 520(m3/h) 30×0.93×10.1=281.79<520 .:OK ※全ての居室採光1/7、換気1/20検討済	※防火設備認定番号 単体引違窓(EB-2968, EB-2967) シャッター引違窓(EB-2706-1) 縦すべり出し窓(EB-2176-1) すべり出し窓(EB-2205) 高所用すべり出し窓(EB-2615-1) 上げ下げ窓(EB-2290(1)) 内倒し窓(EB-1459) FIX窓(EB-2252, EB-2629) たてリフトFIX窓(EB-2714) 横リフトFIX窓(EB-2507)	※階段蹴上22cm以下・踏面15cm以上・有効幅75cm以上 ※階段には手摺設置(出寸法は100mm以下) ※内部建具(片開き)は全てアンダーカット(1cm)とする ※ルーフバルコニー FRP防水防火使用(不燃材ミカミNM-9133) ※各部屋の入口は段差のないものとする ※床下収納庫は床下点検口を兼ねる ※小屋裏利用はなしとする	※延焼線内のφ100の換気機は防火覆い付とする ※1階CH=2400, 2階CH=2400とする ※小口径配管設備無し ※壁付けファン 比消費電力0.05 ※潜熱回収型 給湯器(床暖房熱源含む)使用 ※給湯器の固定方法について、告示1447号に適合 ※開口部は全て遮炎性能を有する防火設備である	※火災警報器 凡例 煙式センサー 熱式センサー ※住宅用火災警報器は 検定品とする
	リストホームズ株式会社一級建築士事務所 1級建築士登録 第331087号 荒田 康泰	設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺 1/100	工事名 茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事

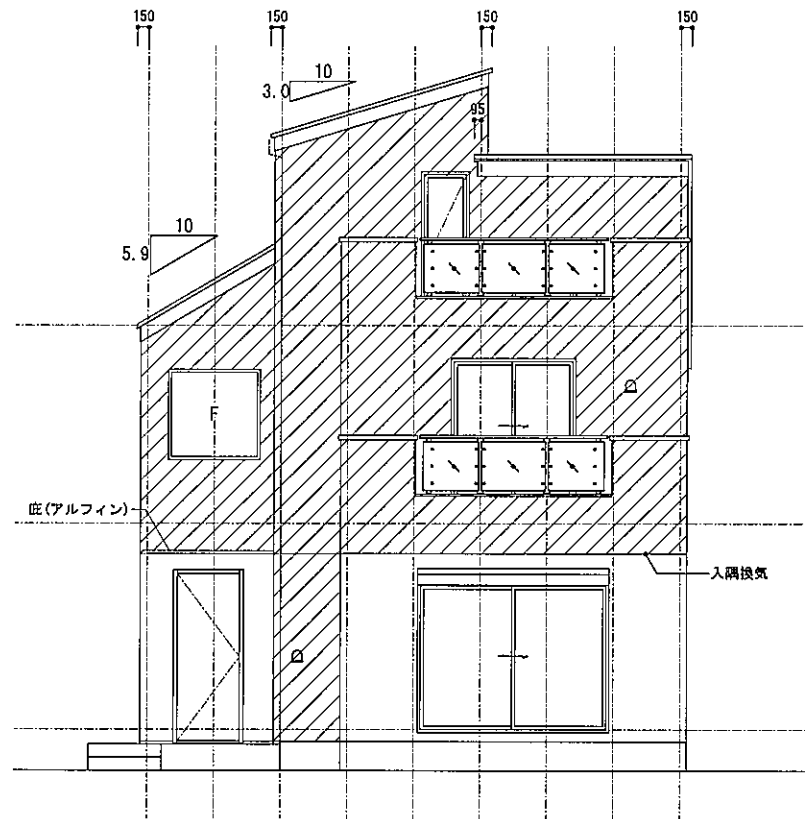
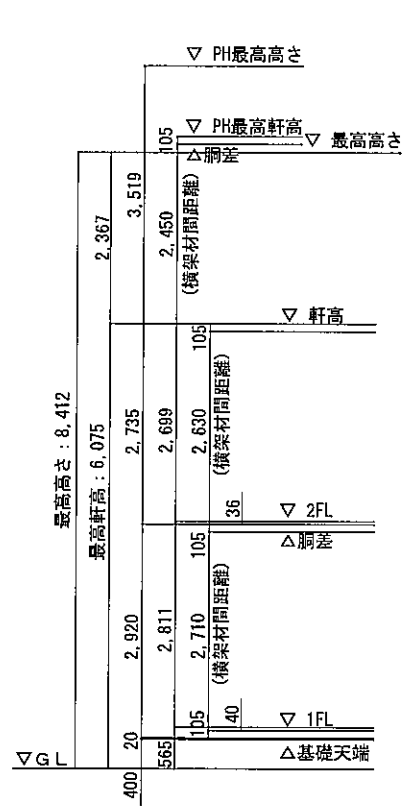


リストホームズ株式会社一級建築士事務所
1級建築士登録 第331087号
荒田 康泰

縮尺
1/100
作図日
2024/04/22

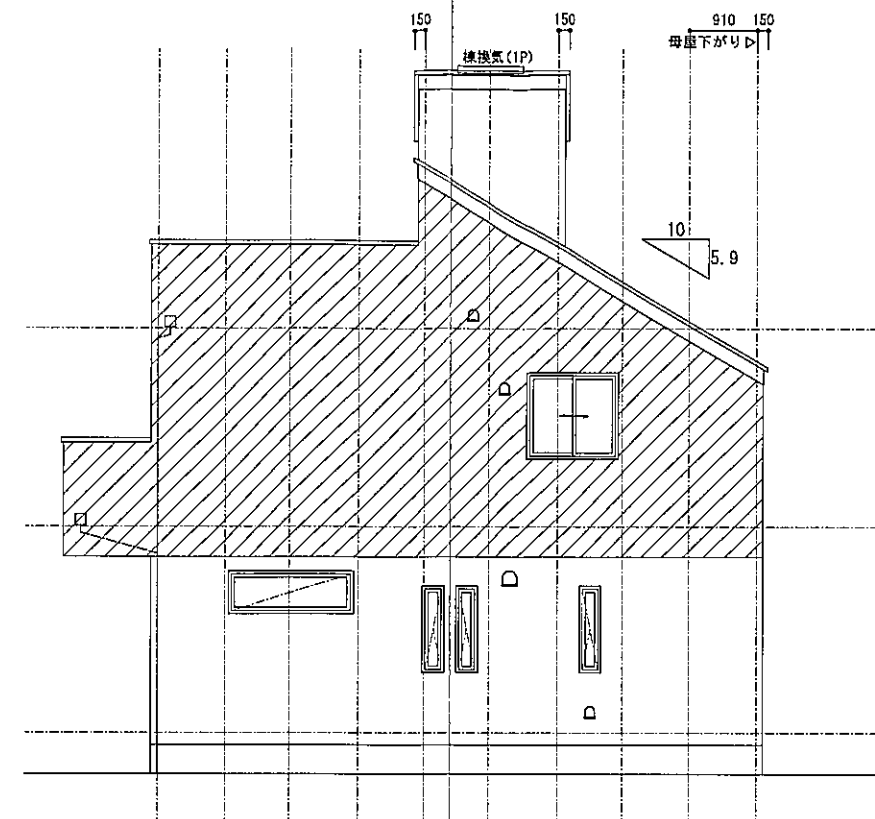
工事名
茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事
図面名
平面図

図面No

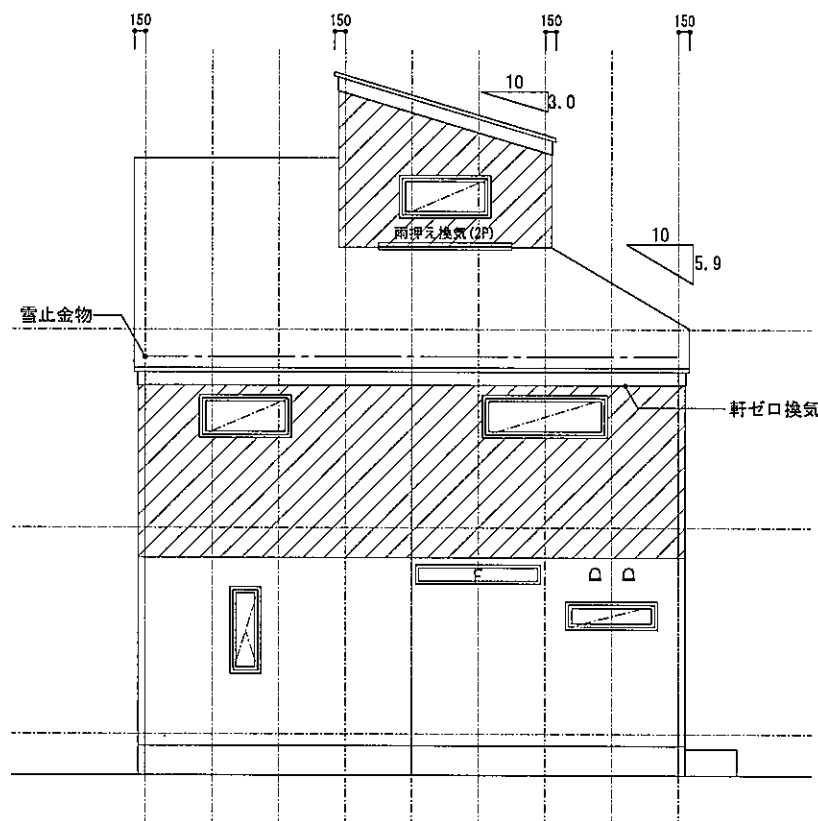
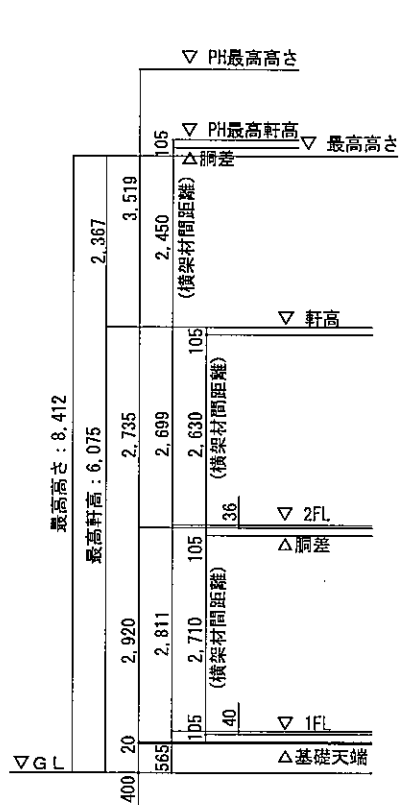


南立面図 1/100

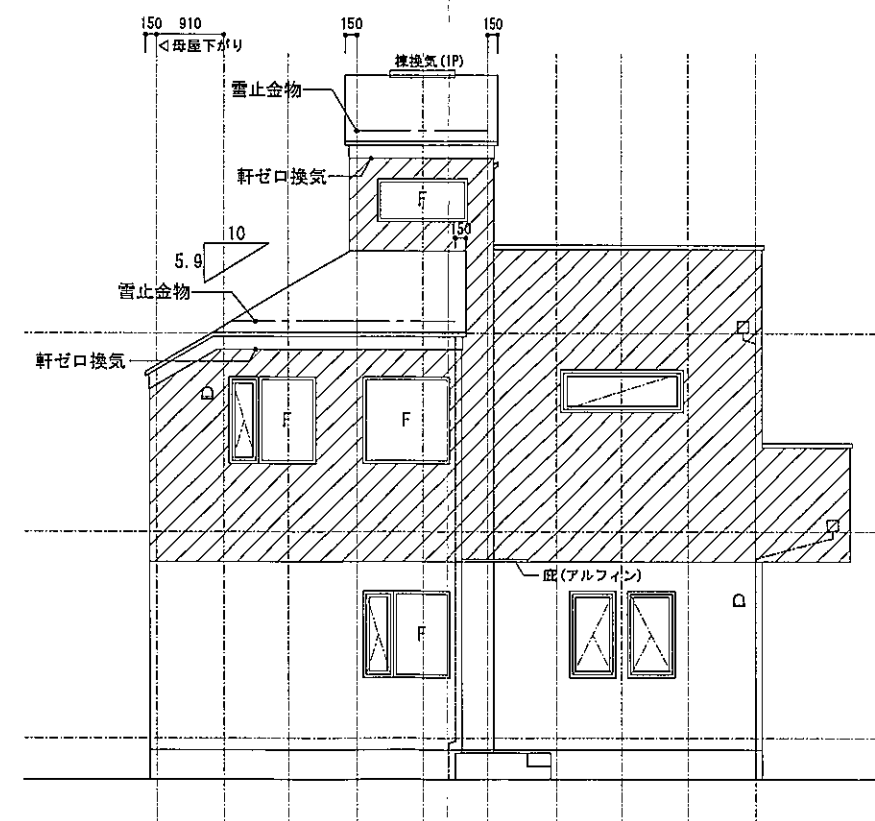
/// : アクセント



東立面図 1/100



北立面図 1/100



西立面図 1/100



リストホームズ株式会社一級建築士事務所
 1級建築士登録 第331087号
 荒田 康泰

設計承認 施工承認 図面変更履歴

縮尺 工事名

1/100

茅ヶ崎市中海岸2期 2号棟 新築工事

作図日

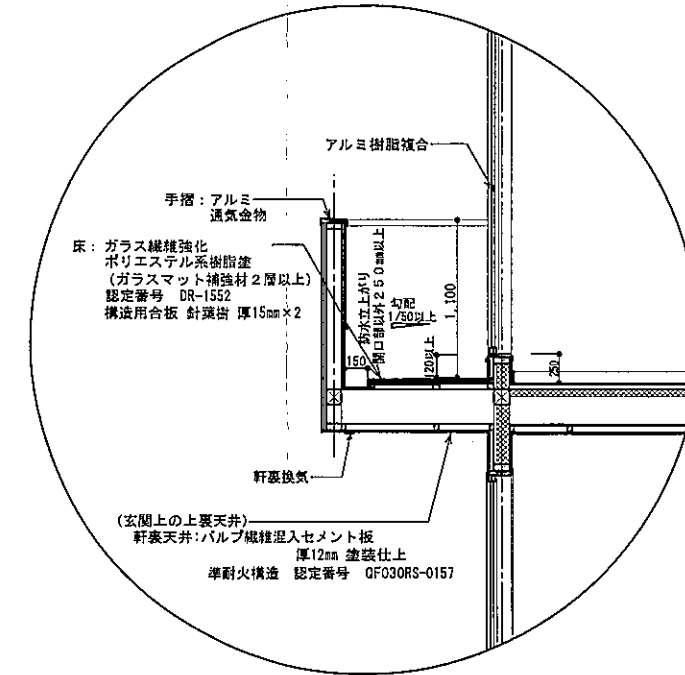
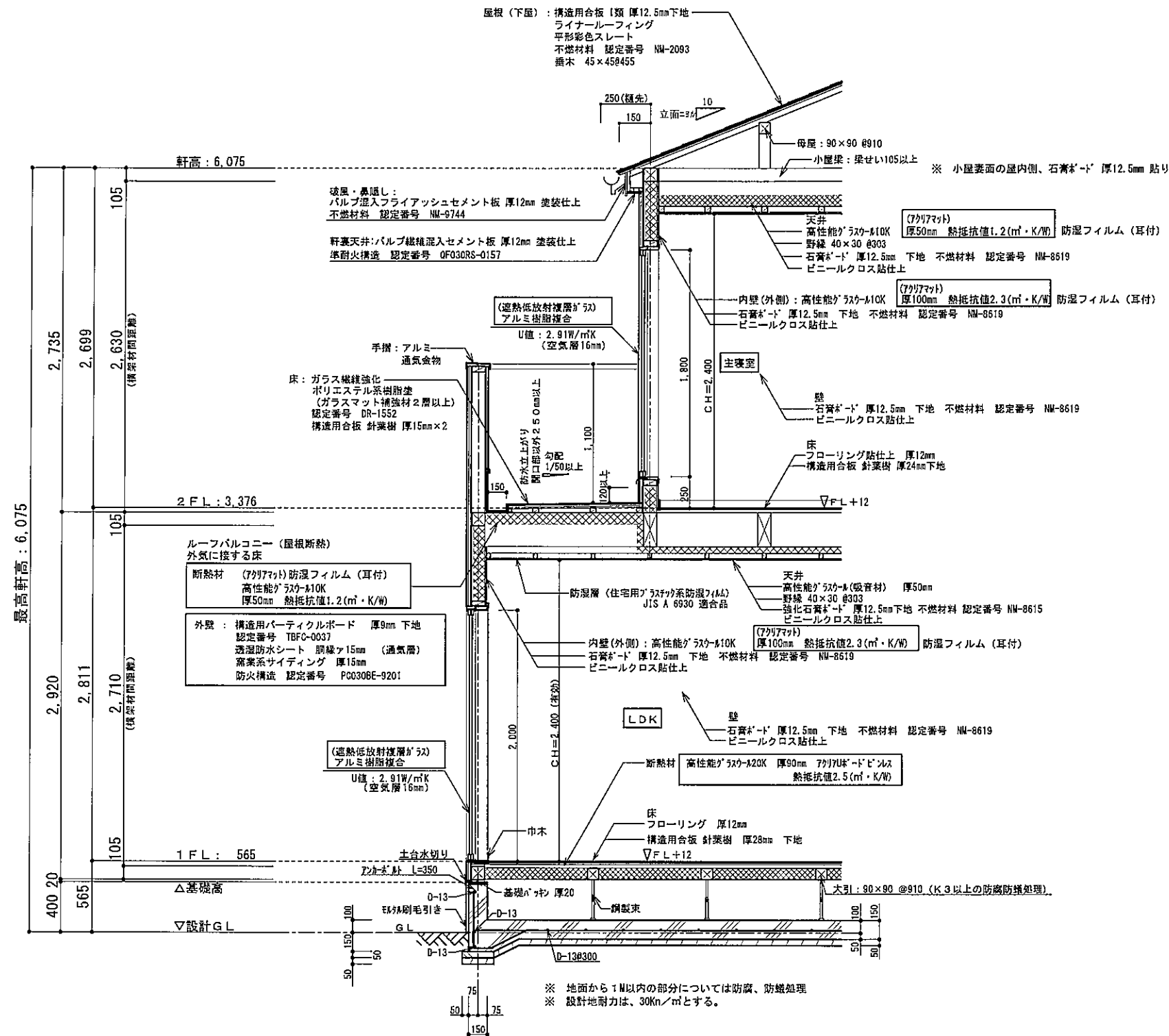
図面名

2024/04/22

立面図

図面 No

意-4



根太レス

- 針葉樹 28mm (1階床)
- 針葉樹 24mm (2階床)
- 910ピッチ 鋼製束

※ 1階UB設置の場合の床下基礎立上り内側は(外周部含む)A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種 ア50mm
人入口部分はア15mm以上、基礎パッキンは、気密タイプにするか塞ぐ
※ 玄関ドアU値：2.91W/m²K以下(複層ガラス/空気層6mm)K4仕様

※ 勾配天井、母屋下がり：高性能グラスウール10K 7/777マット 厚50mm 熱抵抗値1.2(m²・K/W)
断熱材外側に通気層を設ける

茅ヶ崎市指令第 2073 号
令和 5 年 12 月 25 日

住 所 横浜市中区尾上町四丁目 4 7 番地

氏 名 リストホームズ株式会社
代表取締役 北見 尚之 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



令和 5 年 12 月 20 日 付けで申請のあった開発行為は、
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により、
次の条件及び制限をつけて許可します。

1 開発区域に含まれる地域の名称

茅ヶ崎市 中海岸三丁目 11593 番 2 外 4 筆

2 開発区域の面積

689.60

平方メートル

3 都市計画法第 79 条に基づく条件

別記のとおり

4 都市計画法第 41 条第 1 項に基づく制限

該当項目なし

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市開発審査会に対して審査請求をすることができます

(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 記

(条 件)

- 1 本開発行為に当たっては、別紙の指示及び指定事項並びに注意事項に留意すること。
- 2 本開発行為に関する工事の施行に当たっては、土砂の流出及び排出の処理並びに騒音の防止、交通安全及び防塵等の対策についての的確な防災措置を講ずること。
- 3 本開発行為を廃止する場合には、法第38条の規定による所定の手続きをとるほか、工事によって損なわれた公共施設がある場合にはその機能を回復し、及び工事の廃止により施設未整備のため生ずるおそれのある災害の防止に必要な措置を講ずること。
- 4 市に帰属する公共公益施設の土地所有権移転登記嘱託承諾書等不動産登記手続きに必要となる関係書類の提出時期は、工事完了届を提出する日までとすること。

なお、土地に抵当権等第三者の権利が設定されている場合は、抹消すること。

別紙

指示及び指定事項

- 1 茅ヶ崎市開発行為等取扱規則(以下「規則」という。)第12条第2項に定める市長が指定する工事及び工程は、次のとおりとする。

協議書のとおり

- 2 規則第25条第1項に定める標識の掲示は、許可後、速やかに掲示するものとし、掲示の期間は、工事完了公告後3か月後までとする。

注 意 事 項

- 1 規則第10条の規定により工事に着手したときは、直ちに工事着手届を茅ヶ崎市都市部開発審査課へ提出してください。
- 2 規則第12条の規定により工事施行にあたっては、表(1)に掲げる工事の当該部分の位置、構造、寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真(撮影年月日、撮影箇所を記入)、資料等を整備し、工事完了時に提出してください。
- 3 新設擁壁で2mを超えるものについては擁壁の配筋が完了した時点で検査を受けてください。
- 4 規則第25条の規定による開発許可済の標識は、表(2)の様式により開発区域の主要な取付道路の付近その他の工事現場の見やすい場所に掲示してください。

表(1)

工事の種類	報 告 事 項
表土の保全工事	保全の状況
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎杭の耐力並びに基礎及び壁体の配筋の状況 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込コンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺の状況
盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 暗渠排水管等の施設状況
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 底版又は床版の配筋の状況
市長が指定する工事	市長が必要と認め、指定する工程

表(2)

都市計画法による開発許可済の標識	
許可の年月日及び番号	年 月 日 茅ヶ崎市指令第 号
許可した者	
許可を受けた者の住所及び氏名	電 話
工事施行者の住所及び氏名	電 話
開発区域に含まれる地域の名称	
予定建築物の用途	
工事監理者の氏名	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
検査済証交付年月日及び検査済証番号	年 月 日 第 号
備考	この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、茅ヶ崎市都市部開発審査課に備えてある開発登録簿を御覧ください。

600mm以上

600mm以上



特定開発事業確認済証

茅ヶ崎市指令第 2074 号
令和 5 年 12 月 25 日

住 所 横浜市中区尾上町四丁目 47 番地
氏 名 リストホームズ株式会社
代表取締役 北見 尚之 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



令和 5 年 12 月 20 日付けで申請のあった特定開発事業の計画は、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第 13 条各号に掲げる要件を満たしていることを確認したので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

1 区 分 開発行為

建築

軒の高さ 7m 超 建築物の高さ 10m 超

延べ面積 1,000㎡以上 計画戸数 8 戸以上

2 特定開発事業区域に含まれる地域の名称 茅ヶ崎市 中海岸三丁目 11593 番 2 外 4 筆

3 特定開発事業区域の面積 689.60 平方メートル

(注意事項)

1 防犯灯について

(1) 防犯灯の設置について

防犯灯として、LED灯を事業区域内に1灯設置すること。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社への申請は、契約名義を「チガサキシ34」として、特定開発事業者が行い、設置後機能する状態で直ちに寄付申請の提出により茅ヶ崎市に移管すること。

2 その他

- (1) 「特定開発事業の概要のお知らせ」標識は、確認番号及び確認年月日を記載し、その写真を提出すること。
- (2) 工事を完了したときは、特定開発事業工事完了届を提出すること。なお、検査日は特定開発事業工事完了届の提出があった日から7日後以降とする。
- (3) その他、疑義を生じた場合は、その都度協議し市の指示を受けること。

以上

開発行為に関する工事の検査済証

6 茅 崎 審 第 236 号
令 和 6 年 7 月 18 日

茅ヶ崎市長

佐藤



下記の開発行為に関する工事は、令和6年6月28日 検査の結果、都市計画法

第29条第1項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許 可 番 号	(当初) 令和5年12月25日 茅ヶ崎市指令 第 2073 号 (変更) 令和6年6月4日 茅ヶ崎市指令 第 1096 号
2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	(許可時) 茅ヶ崎市 中海岸三丁目11593番2 外4筆 (完了時) 茅ヶ崎市 中海岸三丁目11593番2 外15筆
3 許可を受けた者の住所及び氏名	横浜市中区尾上町四丁目47番地 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

工事完了検査済証

6 茅 開 審 第 312 号
令 和 6 年 7 月 18 日

住 所 横浜市中区尾上町四丁目47番地

氏 名 リストホームズ株式会社
代表取締役 北見 尚之 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



次の特定開発事業に関する工事は、令和6年6月28日
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第18条第2項
の規定による検査の結果、当該特定開発事業の確認の内容に適合している
ことを通知します。

1 区 分 ■ 開発行為

- 建築 軒の高さ7m超 建築物の高さ10m超
 延べ面積1,000㎡以上 計画戸数8戸以上

2 特定開発事業区域に (確認時) 茅ヶ崎市 中海岸三丁目11593番2 外4筆
含まれる地域の名称 (完了時) 茅ヶ崎市 中海岸三丁目11593番2 外15筆

3 特定開発事業区域の 689.60 平方メートル
面 積

4 確認年月日及び番号 (当初) 令和5年12月25日 茅ヶ崎市指令 第 2074 号
(変更) 令和6年6月4日 茅ヶ崎市指令 第 1097 号



第23号様式(第21条関係)

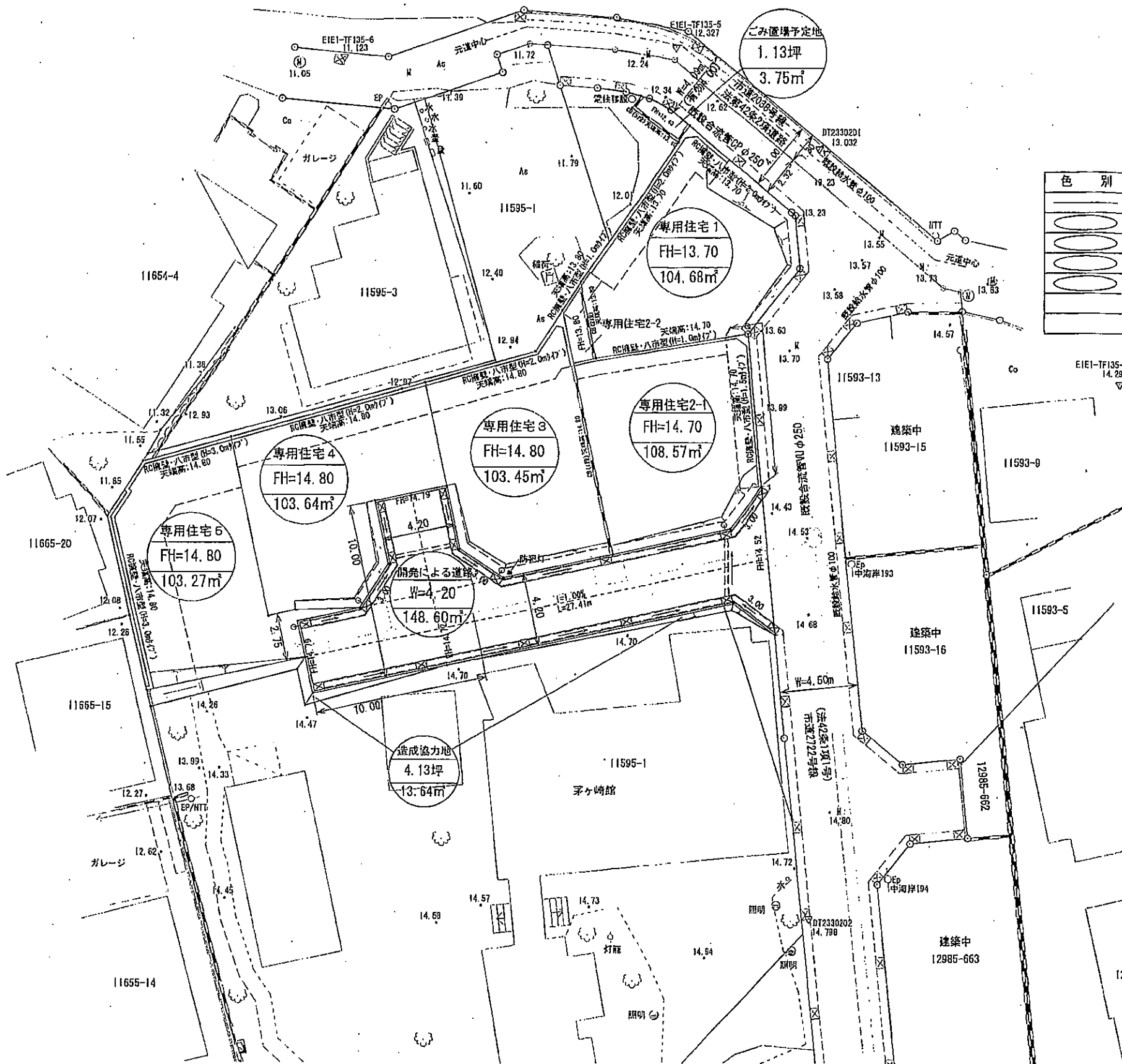
開 発 登 録 簿

(調書)

No.

開 発 許 可	許可番号	第 2073 号	許可を受けた者	住所	横浜市中区尾上町四丁目47番地
	許可年月日	令和5年12月25日		氏名	リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之
承 継	承認番号	第 号	承継人	住所	
	承認年月日	年 月 日		氏名	
当 初 許 可	開発区域に含まれる地域の名称	茅ヶ崎市 中海岸三丁目11593番2 外4筆			
	開発区域の総面積	689.60 m ²	工区面積		
	工区数	工区			
	予定建築物の用途	専用住宅(5区画)	区域区分及び地域地区	市街化区域 第一種低層住居専用地域 準防火地域	
	都市計画法第41条の規定による制限の内容	該当項目なし			
工事施行者	住所	氏名			
	藤沢市辻堂神台一丁目3番39号	株式会社門倉組 代表取締役 小澤 幸喜			
変 更 の 許 可	変更の許可番号	変更の許可年月日	変 更 の 内 容		
	第1096号	令和6年6月4日	・擁壁の位置の変更 ・新設壁込み人孔の構造の変更 (旧)1号人孔 (新)特1号橋田人孔		
変 更 の 届 出	変更の届出年月日		届 出 の 内 容		
	令和6年3月12日		・宅地形状及び面積の変更 (旧)宅地4 103.65m ² ,宅地5 103.26m ² (新)宅地4 103.64m ² ,宅地5 103.27m ²		
工 事 完 了 検 査	工 区 名	検査済証番号	検査済証交付年月日	工事完了公告番号・年月日	摘要(公共施設 のみの場合は、 その名称)
		第236号	令和6年7月18日	第228号 令和6年7月22日	
備 考	11593番10、11595番5、11598番2、11598番10 6.3.12 6.6.24 開発行為変更届 軽微な修正届				

備考 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)
若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は同条第2項の規定による協議を行った
場合には、許可年月日、許可番号等を備考欄に記入してください。



区域面積表

色別	名称	面積(m²)	比率(%)	摘要
[Pattern]	開発区域	689.60	100.00	
[Pattern]	開発による道路	148.60	21.55	W=4.20
[Pattern]	宅地	523.61	75.93	専用住宅・5宅地(木造)
[Pattern]	ごみ置場予定地	3.75	0.54	有効面積:3.00m(0.3m×10m)
[Pattern]	造成協力地	13.64	1.98	

※消防水利・防犯灯について
既設消火栓にて、区域内を120mで包含
開発による道路に、防犯灯1灯を設置

※法面について
法面は、30°以下とし、平場(W=500)を設ける事

凡例

RO流盤(八市型)	[Symbol]
CB	[Symbol]
法面	[Symbol]

凡例

色別	名称	摘要
[Pattern]	L0型側溝及びL型雨水樹	L=53.64m 有孔管φ300 雨水樹16箇所
[Pattern]	横断管	L=6.46m 管VUφ200
[Pattern]	地先ブロック	L=8.40m
[Symbol]	既設合流本管	CP管φ250・VU管φ250
[Symbol]	合流本管及び人孔	新設VU管φ250
[Symbol]	公共樹・取付管	樹φ200 管VUφ150
[Symbol]	雨水樹・取付管	樹φ300 管VUφ100
[Symbol]	既設給水管	既設管φ100
[Symbol]	新設給水管	新設管φ50 引込管SUSφ20

変更後

6.6.24 軽微な修正

設計者 野村 幸一

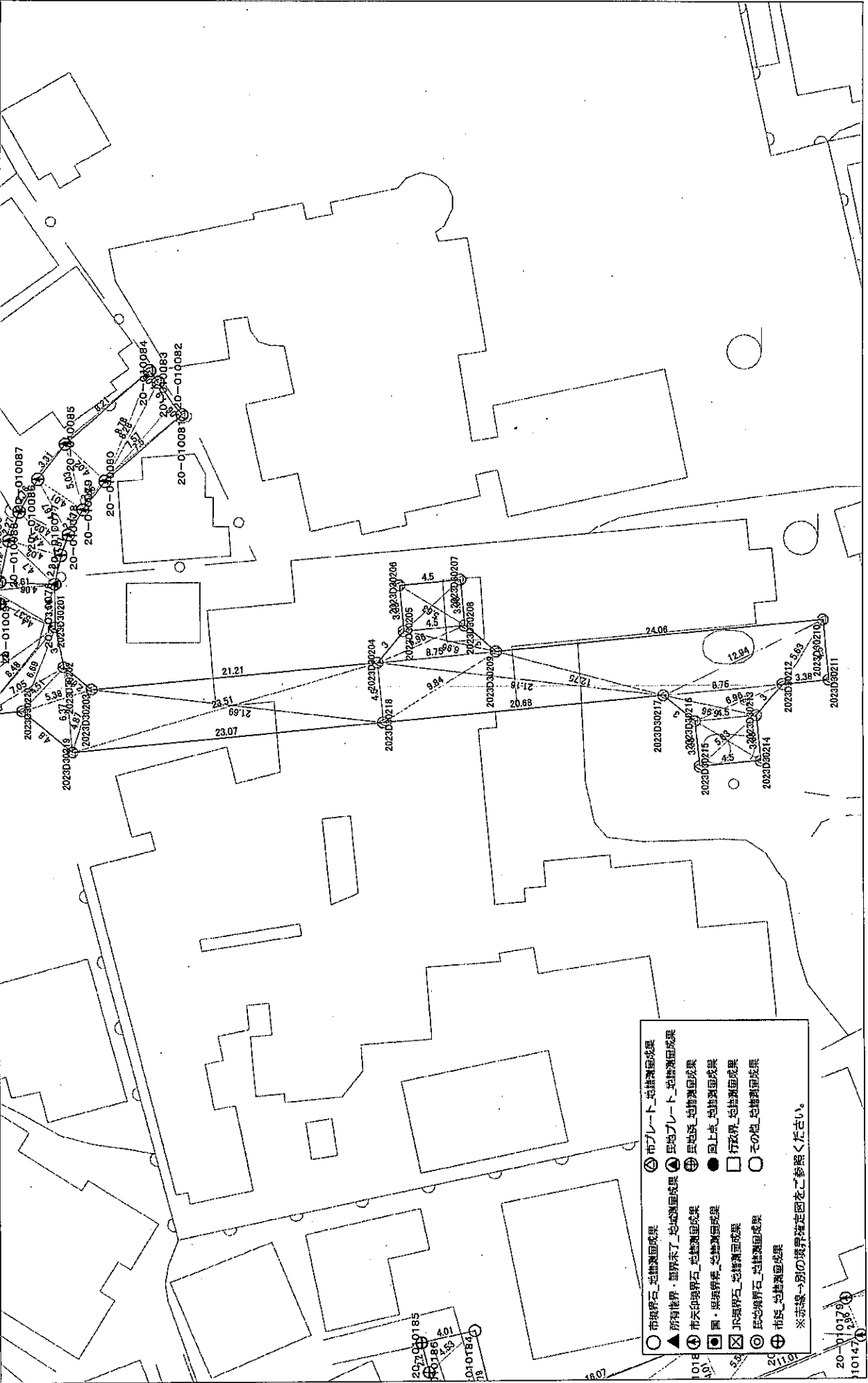
OS GROUP PRODUCE	OFFICE	BUILD.TITLE	DATE	CHECKED	SCALE	DWG.TITLE	DWG.NO.
	SUV:(株)オーエステ・ハ・ロップメント CIV:(株)オーエステ・ハ・ロップメント	(仮称)茅ヶ崎市中海岸三丁目Ⅱ期計画	6/6/29		1/250	土地利用計画図	

境界確定図

図面管理者 茅ヶ崎市建設部建設総務課

方位

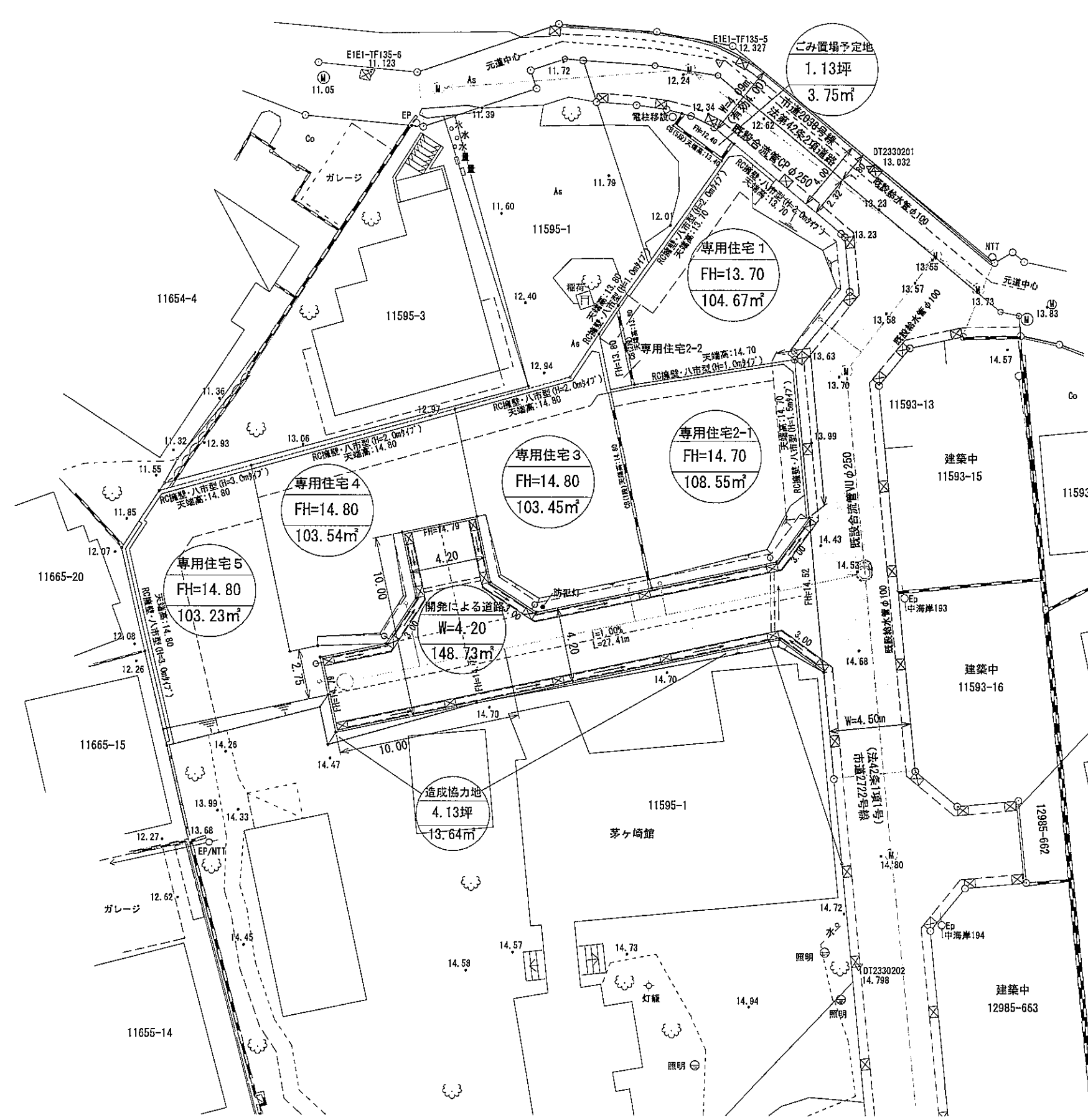
縮尺 1:250



- 市境界石_地籍測量成果
 - ▲ 所有権界_境界未了_地籍測量成果
 - 市天印境界石_地籍測量成果
 - 画・原境界_地籍測量成果
 - ⊗ 民地境界石_地籍測量成果
 - ⊙ 民地境界石_地籍測量成果
 - ⊕ 市プレート_地籍測量成果
 - ⊖ 民地プレート_地籍測量成果
 - ⊗ 民地既_地籍測量成果
 - ⊙ 画・原境界_地籍測量成果
 - ⊕ 行政界_地籍測量成果
 - ⊖ 民地境界石_地籍測量成果
 - ⊗ 市既_地籍測量成果
 - ⊙ 民地既_地籍測量成果
 - ⊕ 民地既_地籍測量成果
 - ⊖ 画・原境界_地籍測量成果
 - ⊗ 行政界_地籍測量成果
 - ⊙ その他_地籍測量成果
- ※赤線→別の境界確定図をご参照ください。

背景図は令和2年度茅ヶ崎市計画基本図修正業務委託の成果品を基に作成しています。

令和5年7月18日



区域面積表

色別	名称	面積 (㎡)	比率 (%)	摘要
■	開発区域	689.56	100.00	
〰	開発による道路	148.73	21.57	W=4.20
○	宅地	523.44	75.91	専用住宅・5宅地(木造)
○	ごみ置場予定地	3.75	0.54	有効面積:3.00㎡(0.3㎡×10戸)
○	造成協力地	13.64	1.98	

※消防水利・防犯灯について
既設消火栓にて、区域内を120mで包含
開発による道路に、防犯灯1灯を設置

※法面について
法面は、30°以下とし、平場(W=500)を設ける事

凡例

RC擁壁(八市型)	
CB	
法面	

凡例

色別	名称	摘要
	L0型側溝及びL型雨水樹	L=53.64m 有孔管φ300 雨水樹16箇所
	横断管	L=6.46m 管VUφ200
	地先ブロック	L=8.40m
	既設合流本管	CP管φ250・VU管φ250
	合流本管及び人孔	新設VU管φ250
	公共樹・取付管	樹φ200 管VUφ150
	雨水樹・取付管	樹φ300 管VUφ100
	既設給水管	既設管φ100
	新設給水管	新設管φ50 引込管SUSφ20

変更後

設計者 野村 幸一

指 定 道 路 調 査 書

(第一面)

整理番号	61603	指定道路図対照番号	6A323	指定道路の種類	2項道路
指定の年月日	昭和25年11月23日	指定道路の延長	88.17メートル	指定道路の幅員	4.00メートル
指定道路の位置	起点代表地番:茅ヶ崎市中海岸三丁目11601番 終点代表地番:茅ヶ崎市中海岸三丁目11593番5				
申請者の氏名	-				
水平距離指定の年月日	-	水平距離指定に係る道路の部分の延長	-	水平距離	-
水平距離指定に係る道路の部分の位置	-				
その他	平成22年作成 公道 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;">神奈川県茅ヶ崎市役所</div> <div style="font-size: large; margin: 0 10px;">-4.7.27</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;">交 付</div> </div>				

指定道路図
対照番号

6 A 1~9999

公道

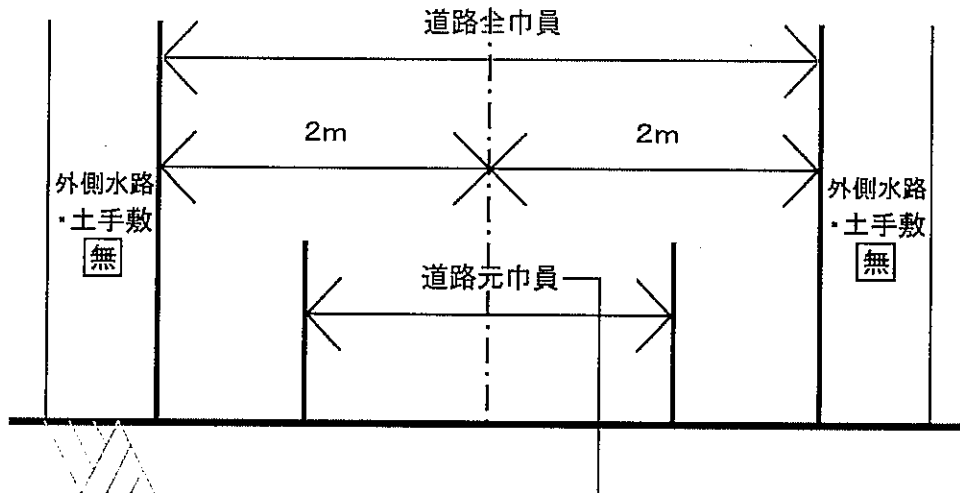
後退方法

中心後退

東
西
南
北

東
西
南
北

道路元巾中心線

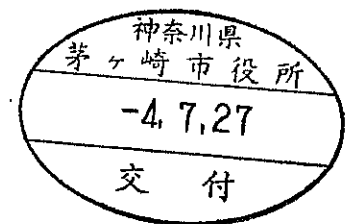


■ 道路敷のみ

□ 水路敷のみ

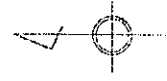
□ 道路敷+水路敷

備考



複製禁止

035	036	037
019	020	021
007	008	009

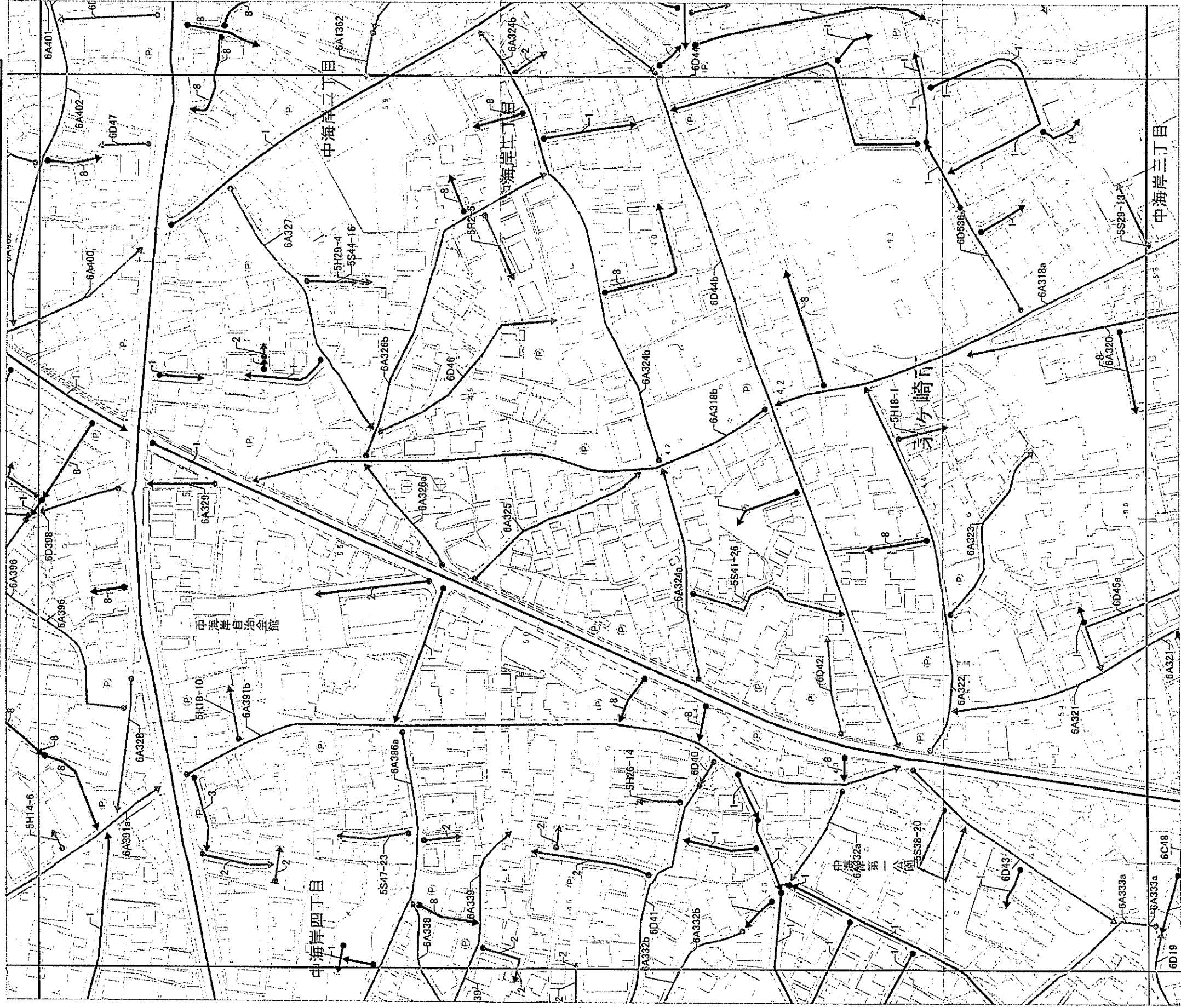


020

注意

この図上に記載されている路線ラインは、道路位置の目安を表すものです。道路の正確な位置・幅員・接道状況については、指定道路調書・公図・道路境界確定図・開発登録簿などで、現地と比較の上確認してください。
 道路の種類は、凡例を参照してください。凡例表記の無い道状の場所は、調査を行っていない場所であり、道路ではないと確定された場所ではありません。調査地にその様な場所がある場合は、建築指導課職員に調査を依頼してください。
 図の内容については、建築指導課職員が生じた場合の影響が大きいいため、電話でのお問い合わせを受け付けておりません。
 図上に錯誤を員つけられましたら、建築指導課職員にご連絡ください。
 その他、ご不明な点がありましたら、建築指導課職員にご相談ください。


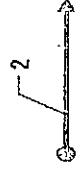
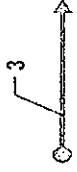



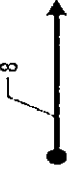
※この地図・成果は測量法の公共測量に関する規定に基づき茅ヶ崎市長の承認を得て同市所管の測量成果を使用して調整したものです。



これは茅ヶ崎市指定道路図の写しです。

令和04年7月27日

茅ヶ崎市指定道路図凡例

図上の表記	表記名称
	第四十二条第一項第一号道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)による道路で幅員四メートル以上のもの
	第四十二条第一項第二号道路 都市計画法、土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和三十九年法律第百六十号)、都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法 (昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法 (第六章に限る。以下この項において同じ。)による道路
	第四十二条第一項第三号道路 建築基準法の規定が適用されるに至った際現に存在する道で幅員四メートル以上のもの
	第四十二条第一項第四号道路 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものの
	第四十二条第一項第五号道路 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 又は密集市街地整備法 によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
	第四十二条第二項道路 建築基準法の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したもの
	建築基準法に規定する道路ではない空間

※S~は調査対照番号です

※A~は調査対照番号です